

第2章 札幌市の現状

1 前計画の実施状況

令和2年（2020年）3月に策定した前計画では、「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」を前々計画から引き続き基本理念とし、「子どもの権利を大切にする環境の充実」、「安心して子どもを生み育てられる環境の充実」、「子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実」、「配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実」の4つの基本目標を定め、計画に基づく各種取組を進めてきました。

また、主な取組内容や成果指標の達成状況について、毎年度、附属機関である「札幌市子どもの権利委員会」、「札幌市子ども・子育て会議」に報告し、点検・評価を行ってきました。

（参考）前計画の施策体系

基本理念

子どもの権利を尊重し、
子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち

基本的な視点

《視点1 子どもの視点》

次代を担う子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が、最大限に尊重されるよう、子どもの視点に立った取組を進めます。

《視点2 すべての子どもと子育て家庭を支える視点》

障がい、疾病、虐待、貧困などにより困難を抱えやすい子どもを含め、すべての子どもと子育て家庭を支える視点に立った取組を進めます。

《視点3 成長・発達段階に応じて長期的に支える視点》

次代を担う子どもたちが、健やかに育ち、自立した社会性のある大人へと成長できるよう、子どもの成長・発達段階に応じ、長期的に支える視点に立った取組を進めます。

《視点4 地域資源の活用と組織横断的な連携により社会全体で支える視点》

多様なニーズを抱えた子ども・子育て家庭に対し、地域の様々な社会資源の活用や、市役所の関係部局の組織横断的な連携により、支援が総合的につながる取組を進めます。

基本目標

① 子どもの権利を 大切にする 環境の充実

【第3次子どもの権利に関する推進計画の位置づけ】

② 安心して子どもを 生み育てられる 環境の充実

③ 子どもと若者の成長と 自立を支える 環境の充実

④ 配慮を要する子どもと 家庭を支える 環境の充実

基本施策

① 子どもの権利を大切にする意識の向上

② 子どもの参加・意見表明の促進

③ 子どもを受け止め、育む環境づくり

④ 子どもの権利侵害からの救済

① 高まる保育ニーズへの対応

② 社会全体での子育て支援の充実

③ 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

④ 経済的支援の充実

① 充実した学校教育等の推進

② 放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供

③ 地域における子どもの成長を支える環境づくり

④ 次代を担う若者への支援体制の充実

① 児童相談体制の強化

② 障害児、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

③ 子どもの貧困対策の推進

④ ひとり親家庭への支援の充実

⑤ 子どもを受け入れる多様性のある社会の推進

(1) 前計画全体の成果指標の達成状況

(表2-1) 前計画における「計画全体の成果指標」の達成状況

指標	当初値 (平成30年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値 (令和6年度)
①自分のことが好きだと思う 子どもの割合	67.4%	67.6%	67.3%	67.2%	62.4%	80.0%
②子どもを生み育てやすい環 境だと思う人の割合	50.9%	47.6%	41.4%	36.8%	38.5%	80.0%
	参考(③)	52.7%	52.9%	40.3%	54.8%	-

(出典) ①:H30、R5「子どもに関する実態・意識調査」(R5:n=1,679) それ以外は、中間年の参考値として実施した調査に基づく。

②:札幌市指標達成度調査(R5:n=3,251)

③:札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ等調査/札幌市子ども・子育てに関する市民アンケート調査

前計画では、札幌市の子どもや子育て家庭を取り巻く現状を表す計画全体の成果指標として、2つの数値目標を設定しています(表2-1)。

自己肯定感に関連する項目の一つである成果指標①の「自分のことが好きだと思う子どもの割合」について、この5年間で当初値に比べて5.0ポイント減少しています。一方で、他の関連項目である、「自分という存在を大切に思える」と答えた割合は73.2%、「自分には様々な可能性があると思う」と答えた割合は69.0%など、肯定的な回答割合が高くなっています。

自己肯定感は、年齢や家庭環境など様々な事柄に影響されるものではありませんが、コロナ禍により子どもたちの活動が制限されたことも、数値の変動に影響を及ぼしている可能性があると考えられます。そのため、子どもが成功体験等を感じられるような、様々な体験や参加の機会を確保していくとともに、子どもの意見反映の取組の更なる促進を図る必要があるものと考えます。

成果指標②の「子どもを生み育てやすい環境だと思う人の割合」については、18歳以上の市民全般を対象とした調査で38.5%となり、この5年間で12.4ポイント減少しています。こちらについて、0歳から5歳の子どもがいる世帯を対象にした調査においては、54.8%となっており、子育て世帯からの半数以上の評価は得られているものの、引き続き子育て世帯に対する相談・支援機能の強化をはじめ、経済的負担を軽減できるような支援など効果的な支援を行うことに加えて、子育て世帯だけでなく、子育てに関わる方が少ない方への情報発信や周知を継続して行う必要があるものと考えます。

(2) 前計画の各基本目標の主な取組結果

ア 基本目標1 子どもの権利を大切にする環境の充実

【指標の達成状況】

(表2-2) 前計画における「基本目標1の成果指標」の達成状況

指標		当初値 (平成30年度)	令和5年度	目標値 (令和6年度)	出典 (令和5年度)
①子どもの権利についての認知度	大人 子ども	61.0% 61.4%	54.4% 65.2%	75.0% 75.0%	札幌市子どもに関する 実態・意識調査 (大人:n=1,777、 子ども:n=1,679)
②子どもの権利が大切に されていると思う人の 割合	大人 子ども	49.2% 63.8%	37.6% 63.8%	65.0% 70.0%	札幌市子どもに関する 実態・意識調査 (大人:n=1,777、 子ども:n=1,679)
③いじめなどの不安や悩 みを身近な人などに相 談する子どもの割合 ※目標値は令和5年度	小学生 中学生 高校生	93.5% 88.1% 87.9%	94.2% 90.5% 94.2%	96.0% 90.0% 90.0%	札幌市教育委員会悩みや いじめに関するアンケート 調査 (小学生:n=85,643、 中学生:n=40,271、 高校生:n=6,203)

【主な成果】

■ 子どもの権利を大切にする意識の向上

さっぽろ子どもの権利の日⁷事業に加え、子どもの権利普及ポスターやラジオでの広報など、広く市民に向けた子どもの権利の普及・啓発を実施したほか、子どもの権利条例パンフレットを小学4年生、中学1年生に配布したり、令和2年度(2020年度)から新たに乳幼児保護者向けリーフレットを3歳児クラスの保護者に配布したりするなど、子どもや保護者等に対する理解促進の取組を実施しました。

■ 子どもの参加・意見表明の促進

市政やまちづくり⁸への子どもの参加・意見表明の機会として「子ども議会」や「子どもからの提案・意見募集ハガキ」を実施し、その結果を子どもの権利広報紙に掲載し配布することで、市政や地域における子どもの参加や意見表明の取組を促進しました。

■ 子どもを受け止め育む環境づくり(子どもの安心)

子ども食堂⁹など子どもの居場所づくり活動や子どもの状況把握、見守りの活動に取り組む団体に対し、活動にかかる経費を一部補助しました。また、いじめ対策・自殺予防事業としてアンケート調査の実施や相談窓口及び教員研修を充実させたほか、潜在化しがちなヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげていくため、研修等による理解促進やヤングケアラーが気軽に相談できる場を提供するなど、子どもが安心して暮らせる環境づくりを進めました。

7【さっぽろ子どもの権利の日】権利条例では、子どもの権利について市民の関心を高めるため、11月20日(国連で子どもの権利条約が採択された日)を「さっぽろ子どもの権利の日」としている。

8【まちづくり】快適な生活環境の確保、地域社会における安全や安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体。札幌市自治基本条例第2条第2項に規定するまちづくりと同義。

9【子ども食堂】地域で子どもたちに対し、無料又は低額で温かい食事や安心して過ごせる場を提供する取組。さまざまな体験、学習や多世代交流の場、地域で子どもを見守る場としても展開されている。

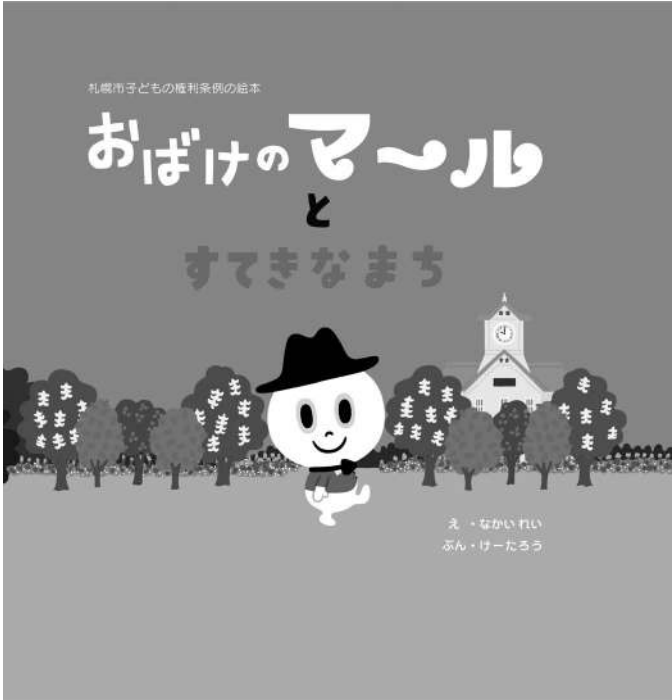
■ 子どもの権利侵害からの救済

子どもの権利救済機関である「子どもアシストセンター」において、各種広報や出前講座を通して、相談窓口の周知とともに、子ども同士の相互理解や子どもの不安への保護者等の気づき・声かけの意識向上を図ったほか、より多くの子どもの声をくみ取ることができるように、無料通信アプリ「LINE」による相談方法を導入し、いつでも気軽に相談できる環境づくりを進めました。



SAPPORO

【子どもの権利 乳幼児保護者向けリーフレット】



【子どもの権利条例絵本「おばけのマールとすてきなまち」】



【子どもアシストセンター広報カード】

イ 基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境の充実

【指標の達成状況】

(表2-3) 前計画における「基本目標2の成果指標」の達成状況

指標	当初値 (平成30年度)	令和5年度	目標値 (令和6年度)	出典 (令和5年度)
①仕事と生活の調和がとれていると思う人の割合	47.1%	39.6%	70.0%	札幌市指標達成度調査 (n=3,251)
②「父親と母親がともに子育ての担い手である」と答えた保護者の割合	47.6%	52.6%	60.0%	札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ等調査 (n=5,394)
③希望に応じた保育サービスを利用できた人の割合	67.3%	84.1%	80.0%	札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ等調査 (n=5,394)

【主な成果】

■ 高まる保育ニーズへの対応

待機児童解消に向けた認可保育所等の整備や、幼稚園の認定こども園化などにより、保育定員の確保に取り組みました。また、潜在保育士¹⁰等の復職や求職と求人のマッチング等を行う「札幌市保育人材センターさぼ笑み」の運営、合同面接会や高校生保育職場体験の実施、保育士資格を取得する際に要する費用の補助などにより保育人材の確保支援を行いました。

その結果、令和6年(2024年)4月現在の国定義での待機児童¹¹数は、平成30年度(2018年度)から7年連続で0人となりました。

■ 社会全体での子育て支援の充実

子育て家庭が身近な場所で自由に集い交流を深める地域主体の子育てサロンや、児童会館やNPO¹²などの活動拠点における常設の子育てサロンの運営支援、並びにさっぽろ子育て情報サイトやアプリのコンテンツ機能の充実を図り、子育て家庭が必要な情報を入手し、自分に合ったサービスを利用できるよう、積極的な情報発信を行うなど、子育て家庭が安心して子育てができるよう、取組を実施しました。

また、男女がともに暮らし働きやすい社会に向けて、ワーク・ライフ・バランス¹³や女性活躍に取り組む企業の増加や働きやすい職場環境の整備を目指し、市内企業を対象とした「札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度」の運用のほか、企業の働き方改革を支援する常設相談窓口の開設、父親の積極的な子育てを推進するために、父親の子育てに関する意識改革・啓発や子育てに取り組む意欲を向上させるための情報発信などを行いました。

10【潜在保育士】保育士資格を有する者であって、保育士として就業していない者。

11【国定義での待機児童】認可保育所への入所を希望し、市に申込書を提出している子どものうち、入所要件を満たしているにもかかわらず入所できずにいる子ども。

12【NPO】ノン・プロフィット・オーガニゼーション(Non-Profit Organization)の略。民間の非営利組織のことをいう広い概念。一般的には、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

13【ワーク・ライフ・バランス】やりがいのある仕事と充実した個人生活が調和したバランスの良い働き方。

■ 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

各区保健センターにおいて新たに母子保健相談員¹⁴を全区に配置するなど、「子育て世代包括支援センター¹⁵」の機能を強化し、妊娠期から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ったほか、予期せぬ妊娠や困難な状況にある妊婦に対し、SNS¹⁶等での相談や受診等の同行支援、緊急一時的な居場所の提供などを実施しました。

■ 経済的支援の充実

子ども医療費助成（通院）の助成対象を中学校3年生まで拡大しました。また、認可保育所等における第2子以降の保育料について、令和6年度（2024年度）から世帯年収や兄弟姉妹の年齢差に関わらず無償化し、子育て家庭の経済的負担軽減を図りました。



【まちなかキッズサロンおどりこ】

思いがけない妊娠に関する情報サイト

にんしんSOS ネットさっぽろ

妊娠（にんしん）したかも・・・

誰にもいえない・・・

どうしよう・・・

そんな時・・・安心して相談できる窓口を
ご案内しています

妊娠 SOS 札幌 検索

<https://www.city.sapporo.jp/eisei/ninshinsos/soudan.html>

—思いがけない妊娠に関する相談窓口—

にんしんSOSほっかいどう サポートセンター

実施：北海道・札幌市
(社会福祉法人 愛の子会運営)

生理が
遅れている・・・

ひとりで悩まずに・・・
いつでも
ご相談ください

お金がなく
病院に行けない

中絶するか
悩んでいる・・・

自宅で出産してしま
いどうしようい
かわらない

☎080-4621-7722

相談時間：24時間365日(相談無料)

※パートナーやご家族からの相談も受け付けています

✉ ninshin-sos@muginoko.com

LINE 24時間受付
<https://lin.ee/xkqNKnE>

<https://ninshin-sos.com/>

札幌市内の各区保健センター お住まいの区の保健センターで、
保健師等が相談に応じています。

相談時間：月～金 8:45～17:15 (土日・祝日・年末年始を除く)

▼ 各区保健センターの連絡先はこちらへ ▼

https://www.city.sapporo.jp/eisei/ninshinsos/rikai.html#b1_hokenscenter

【にんしん SOS ネットさっぽろポスター】

14 【母子保健相談員】各区子育て世代包括支援センターにおいて、妊産婦に対し継続的な状況把握及び総合相談支援を行なう保健師等専門職による相談員。

15 【子育て世代包括支援センター】妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供するセンター。

16 【SNS】ソーシャル・ネットワーキング・サービス。インターネット上でのメッセージのやり取りなどを通じて、人と人との交流を広げていくサービス。

ウ 基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

【指標の達成状況】

(表2-4) 前計画における「基本目標3の成果指標」の達成状況

指標		当初値	令和5年度	目標値 (令和6年度)	出典 (令和5年度)
①難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している子どもの割合 ※目標値は令和5年度	小6 中2 高2	77.3% 71.4% 66.2% (平成30年度)	69.6% 63.0% 63.6%	78.0% 72.0% 67.0%	さっぽろっ子「学ぶ力」の育成プラン 札幌市全体の共通指標(小・中)・独自調査(高)(小:n=13,018、中:n=11,607、高:n=6,203)
②近所や地域とのつながりがある子どもの割合		47.8% (平成30年度)	57.0%	60.0%	札幌市子どもに関する実態・意識調査(大人:n=1,777、子ども:n=1,679)
③社会の一員として役割を持っていると感じる若者の割合		49.8% (平成28年度)	41.0%	60.0%	札幌市指標達成度調査(n=551(20～39歳の市内回答者))

【主な成果】

■ 充実した学校教育等の推進

全ての市立小中学校において、義務教育9年間を見通した小中一貫の系統的教育を進めるために、義務教育の終わりまでに育成を目指す児童・生徒の資質・能力を育むよう取り組み、令和6年度(2024年度)から、家庭や地域と目標やビジョンを共有し、連続性、系統性をもち、子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を進めるためコミュニティ・スクール¹⁷を導入しました。

また、市立幼稚園が幼児期の遊びの重要性や小学校教育との接続等について実践研究を行うとともに、成果を私立幼稚園等に発信・啓発することで幼児教育の質の向上を図ったほか、少子化による高校進学者数の減少を踏まえて市立高校の在り方を検討するとともに、各校の特色を生かした教育内容の充実を図るなど取組を進めました。

■ 放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供

放課後児童クラブ¹⁸において、活動スペースの拡張や小学校の余裕教室の活用等により過密化の解消を図ったほか、小学校やまちづくりセンターと複合化した新型児童会館の整備、旧耐震基準で整備された児童会館の改築及び児童会館等における防災機能の確保など、児童会館等を取り巻く環境整備を行い、放課後の子どもの居場所づくりを進めました。

■ 地域における子どもの成長を支える環境づくり

子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的に、規制を極力排除した公園等で地域住民等が開催・運営する「プレーパーク」を進めるなど、日常における多様な体験機会の提供を推進しました。また、若年層の自発的なIT学習を促進し、将来的にITの高度利用ができるよう取組を行うことや、ものづくりを体験できる場やイベントを通じて若年層に対してものづくり企業の魅力や技術を発信することによる、ものづくりに興味を持つ機会の提供のほか、人材育成についても積極的に取り組みました。

¹⁷【コミュニティ・スクール】保護者や地域住民等が学校運営に参画する「学校運営協議会」を設置した学校。

¹⁸【放課後児童クラブ】放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る事業。

■ 次代を担う若者への支援体制の充実

ニート・ひきこもりなどの社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対し、幅広く相談を受けるとともに、就労や就学に向けたプログラムの実施や、支援機関へのつなぎなど、社会的な自立に向けた支援を総合的に推進しました。また、様々な困難を抱えながらも自ら相談や支援につながりづらい若年女性を支援するため、令和3年度（2021年度）より、繁華街の夜回りなどのアウトリーチ¹⁹支援、安全・安心な一時的な居場所の提供、自立支援や関係機関連携会議への出席など、若年女性の状況に応じた機関と連携しながら伴走型支援を行いました。



【新型児童会館（中央児童会館 外観）】



【新型児童会館（中央児童会館 内観）】

よりそうよ どんなキモチも

10代から20代の女性の気持ちに寄り添います。札幌市の事業なので安心して連絡してください。

LINEやX（旧Twitter）のDMは、いつでも受け付けています。スタッフからの返信は、平日9:00～17:00（祝日および12/29～1/3を除く）に行います。

※上記の時間以外には、すぐに返信ができないことがあります。
※24時間以内に返信がない場合は、もう一度メッセージを送ってください。

家にいるのがつらい
お金がなくてどうしたら良いか分からない
妊娠したかもしれない
家族や恋人から暴力を受けている

どんなことでも大丈夫なので、まずはお話してみませんか？

SOSホットライン
080-6129-5728

月・火・水・金・土・日 16:00～18:00（12/29～1/3を除く）
※通話中の場合は時間を置いてかけ直してください。

LiNK 札幌

さっぽろ市
05-G01-24-1765
R6-5-18

【札幌市困難を抱える若年女性支援事業（愛称：LiNK）広報ステッカー】

¹⁹【アウトリーチ】支援が必要であるにもかかわらず届いていない人たちが自ら相談に来るのを待つのではなく、行政や支援機関などから積極的に働きかけて情報・支援を届けること。

エ 基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

【指標の達成状況】

（表2－5）前計画における「基本目標4の成果指標」の達成状況

指標	当初値 (平成30年度)	直近の値	目標値 (令和6年度)	出典
①障がいのある子どもにとって地域でくらしやすいまちであると思う保護者の割合	20.0%	31.2% (令和4年度)	60.0%	札幌市障がい福祉施策に係る障がい児者実態等調査（令和4年度：n=359）
②子育てに楽しさよりも大変さの方が多いと感じるひとり親（二世帯世帯）の割合	18.5%	15.0% (令和5年度)	15.0%	札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ等調査（令和5年度：n=5,394）

【主な成果】

■ 児童相談体制の強化

児童虐待防止対策体制の強化及び社会的養護の推進に向け、令和2年度（2020年度）に作成した「第3次札幌市児童相談体制強化プラン」に基づき、児童福祉司や児童心理司といった専門職員や、緊急対応担当職員の増員など、計画的な体制強化に取り組みました。

また、増加する虐待通告や法令改正等への迅速かつ適切な対応や、関係機関及び各区との連携強化などといった相談体制の強化をするべく、相談支援拠点としての東部児童相談所の整備を行っています。

■ 障がい児、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

発達に心配のある子どもとその保護者に対して遊びの場を提供し、相談や情報提供などの子育て支援を行うほか、特別な教育的支援を要する幼児への関わり方や「個別の教育支援計画」の活用方法について、幼児教育支援員²⁰が私立幼稚園の教諭等からの相談に応じる等、障がい児、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実を図っています。

■ 子どもの貧困対策の推進

「札幌市子どもの貧困対策計画」に基づき、様々な要因により困難な状況にある子どもと家庭への支援を総合的に推進しました。特に、子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター²¹」が、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し必要な支援へのつなぎや重層的な見守りを行う事業を実施したほか、広く市民に対して、子どもの貧困への関心や理解を深めるための研修や啓発を実施しました。

20【幼児教育支援員】札幌市立幼稚園の教員のうち、札幌市幼児教育センターを補完する研究実践園の5つの機能「研究」、「研修」、「教育相談・支援」、「保護者等啓発支援」、「幼保小連携の推進」を園長とともに中心となって推進する者。

21【子どもコーディネーター】児童会館など地域の子ども居場所を巡回して、困りごとを抱えた子どもや家庭を早期に把握し、寄り添い型の支援を行いながら必要な支援につなげるコーディネーター。

■ ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、雇用保険制度の教育訓練給付²²の指定講座の受講費用や、資格取得のための養成機関に通う間の生活費、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用などを支援することや、札幌市ひとり親家庭支援センターにおいて、法律相談など各種相談に応じるほか、就業相談や職業紹介、就業のための知識・技能習得の支援などを行いました。

■ 子どもを受け入れる多様性のある社会の推進

日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒に対する指導の充実を図るため、指導協力者を増員し、支援を必要とする児童生徒の在籍校へ派遣し、日本語指導の研修の充実を図りました。



【東部児童相談所完成予定図】



【シングルママ・パパのためのくらしのガイド】

²²【教育訓練給付】教育訓練給付制度とは、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給されるもの。

(3) 前計画の総括

前計画期間においては、前述のとおり、子ども・若者や子育て当事者が抱える課題の解決に向けて取り組んできましたが、基本目標1～4に掲げる指標が目標値に達していないものがあります。

基本目標1では、「子どもの権利についての認知度」及び「子どもの権利が大切にされていると思う人の割合」について、大人の値が当初値より減少しています。前計画期間中の令和2年（2020年）頃から、世界的規模で新型コロナウイルスの感染が拡大し、社会経済活動が大きく制限されました。これにより、子どもや若者においても様々な体験の機会が失われたり、地域活動が制限されるなどの影響がありました。これが、子どもの権利に触れる機会が減少したことの要因の一つと考えられることから、子どもの権利の認知度や理解促進に向けた普及啓発、体験や参加の機会の確保など、引き続き取り組んでいく必要があります。

基本目標2では、「仕事と生活の調和がとれていると思う人の割合」が当初値よりも減少しています。前計画を策定した5年前と比べると母親が就労している割合は大きく増加（平成30年度：56.9%→令和5年度：71.1%）しており、こうした背景の中、社会全体として働き方改革や男性の育児休業取得などへの意識が高まっています。ワーク・ライフ・バランスの推進等に引き続き取り組むとともに、職場環境の改善のほか、金銭的な側面についても国の支援策等を踏まえ、子育て世帯の負担を軽減する施策の実施が求められていると考えます。

基本目標3では、「難しいことでも失敗を恐れずに挑戦している子どもの割合」及び「社会の一員として役割を持っていると感じる若者の割合」が当初値より減少しています。コロナ禍での活動自粛等により、挑戦する機会そのものが減少してしまったことで、子ども・若者の意識醸成に影響したものと考えられます。そのため、子ども・若者にとっての多様な遊びや体験、活躍できる機会づくりを進め、挑戦や粘り強く取り組む機会の確保に引き続き努める必要があります。

基本目標4では、「障がいのある子どもにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合」が当初値に比べ増加しているものの、目標値からはいまだ大きく離れています。児童発達支援²³や放課後等児童デイサービス²⁴事業の取組実施や公立保育園、児童クラブにおける医療的ケア児の受け入れ拡充を進めているところですが、障がいがある子どもやその家族が必要な支援を受けることができるよう、引き続き取組を進める必要があります。

近年、こども基本法の制定やこども家庭庁の発足、こども大綱の発出など、国を挙げて「こどもまんなか社会」の実現に向かって大きく動きだしており、これまで以上に子ども・若者や子育て当事者への支援が求められているところです。

また、子ども・若者や子育て当事者を取り巻く環境は大きく変化しており、ヤングケアラーや困難な状況にある若年女性への支援など、前計画策定後、新たに顕在化した課題についても、解決に向けた取組が必要です。更に、地域資源を活用しながら社会全体で子ども・若者、子育て当事者を支えていくためには、教育・保育、青少年育成や児童養護施設等に関わる人材確保・育成も重要です。

これらのことを踏まえ、本計画期間においては、こども基本法やこども大綱の理念や考え方を前提としつつ、後述する子ども・若者・子育て当事者に関する調査等の結果も踏まえた札幌市における課題について、行政機関や民間団体、地域が連携して各種相談体制を充実させていくなど、取組を着実に進めることが必要であると考えます。

²³【児童発達支援】就学していない障がい児に対し、日常生活における基本的な動作及び、知識技能の習得、集団生活への適応のための必要な支援などを行う。
²⁴【放課後等児童デイサービス】就学している障がい児に対し、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

2 札幌市の子ども・若者、及び子育て当事者の現状²⁵

(1) 子ども・若者を取り巻く現状

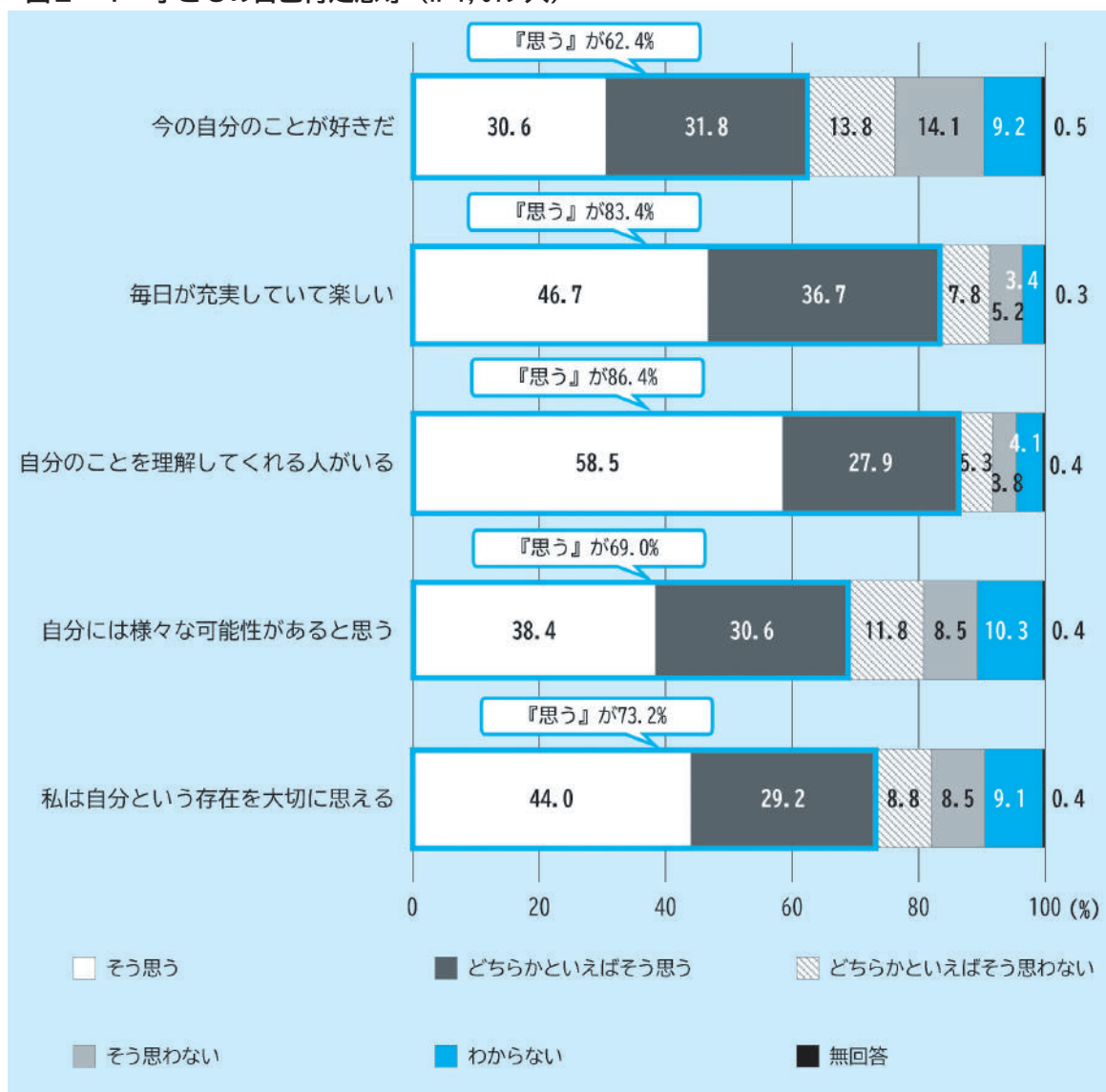
ア 子どもの権利に関する現状（子どもに関する実態・意識調査²⁶を中心に）

■ 子どもの意識（自己肯定感等）

令和5年度（2023年度）の調査の結果、平成30年度（2018年度）に比べ、「自分のことが好き」と思う子どもの割合は低下しています。（平成30年度：67.4%、令和5年度：62.4%）

一方、「毎日が充実していて楽しい」「自分のことを理解してくれる人がある」「自分という存在を大切に思える」等の関連項目で、肯定的な回答の割合は高くなっています。

図2-1 子どもの自己肯定感等（n=1,679人）



出典元：令和5年度札幌市子どもに関する実態・意識調査

25【札幌市の子ども・若者、及び子育て当事者の現状】以降の各種調査結果について、回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で表示しています。また、集計は小数点以下第2位を四捨五入しているため、数値の合計が100.0％にならない場合があります。

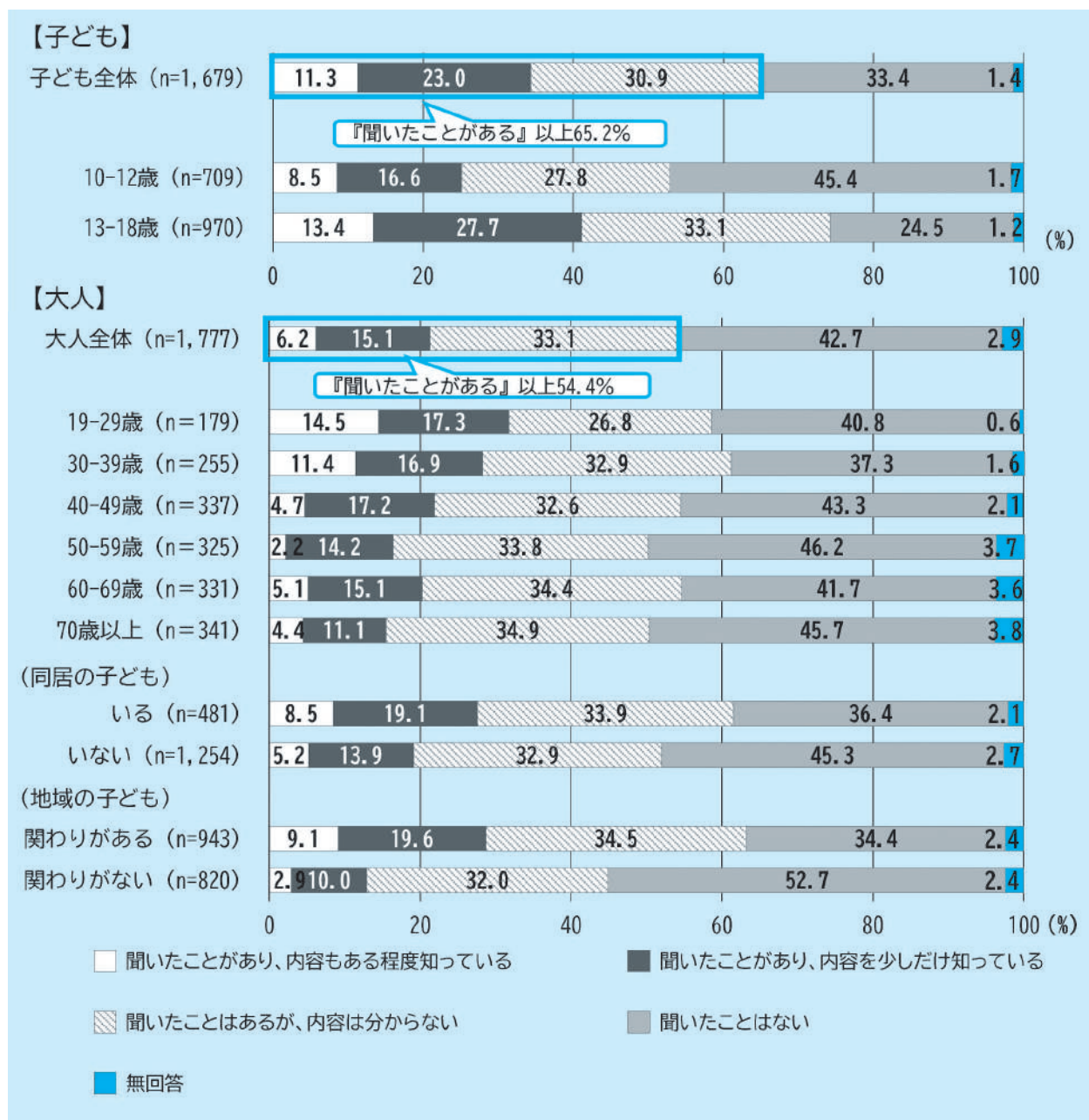
26【子どもに関する実態・意識調査】調査方法や回答数等については、参考資料に掲載しています。

■ 子どもの権利の普及・啓発

令和5年度（2023年度）の調査の結果、平成30年度（2018年度）に比べ、子どもの権利の認知度（「聞いたことがある」以上）は、子どもは上昇し、大人は減少しています。（平成30年度：子ども61.4%、大人61.0%、令和5年度：子ども65.2%、大人54.4%）

子どもは10-12歳より13-18歳の認知度が高く、大人は年代別では19-20代、30代の若年層が、状況別では同居する子どもがいる、地域の子どもの関わりがある人の認知度が高く、特に、地域との関わりの有無による認知度の差が顕著となっています。

図2-2 子どもの権利の認知度



出典元：令和5年度札幌市子どもに関する実態・意識調査

■ 子どもの権利の保障

令和5年度（2023年度）の調査の結果、平成30年度（2018年度）に比べ、子どもの権利が大切にされていると思う人の割合は、子どもは横ばい、大人は低下しています。（平成30年度：子ども63.8%、大人49.2%、令和5年度：子ども63.8%、大人37.6%）

より大切にしてほしい権利として、「命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと」「いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること」は子ども・大人ともに回答が多く、「安心して暮らせる社会」と「権利侵害からの救済」の必要性がうかがえます。

「学び、遊び、休息すること」「プライバシーが守られること」「仲間をつくり、集まること」は子どもと大人で回答に違いが見られ、子どもはひとりの人間として尊重され、子どもとして豊かに育つための経験を重要視している傾向がうかがえます。

図2-3 子どもの権利が大切にされているまじだと思うか

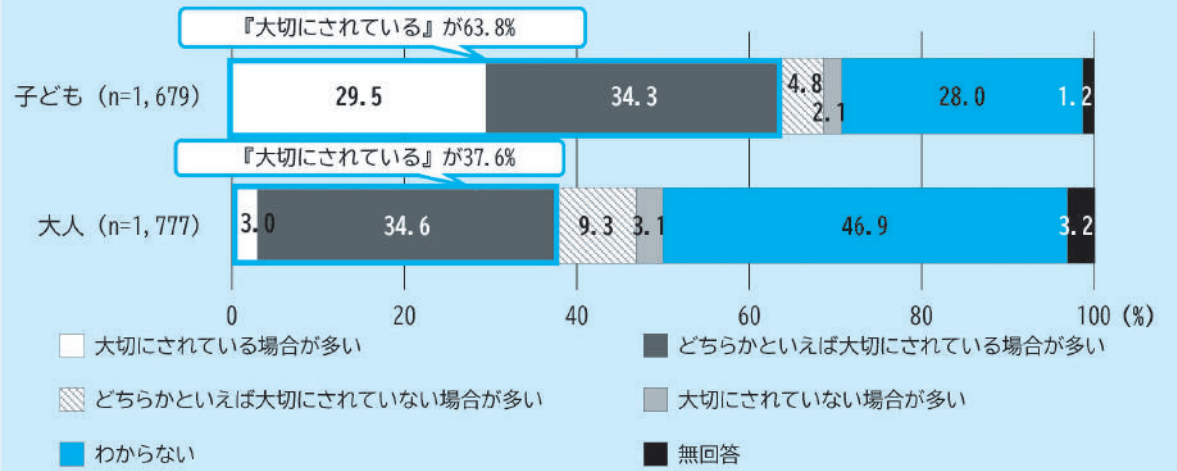
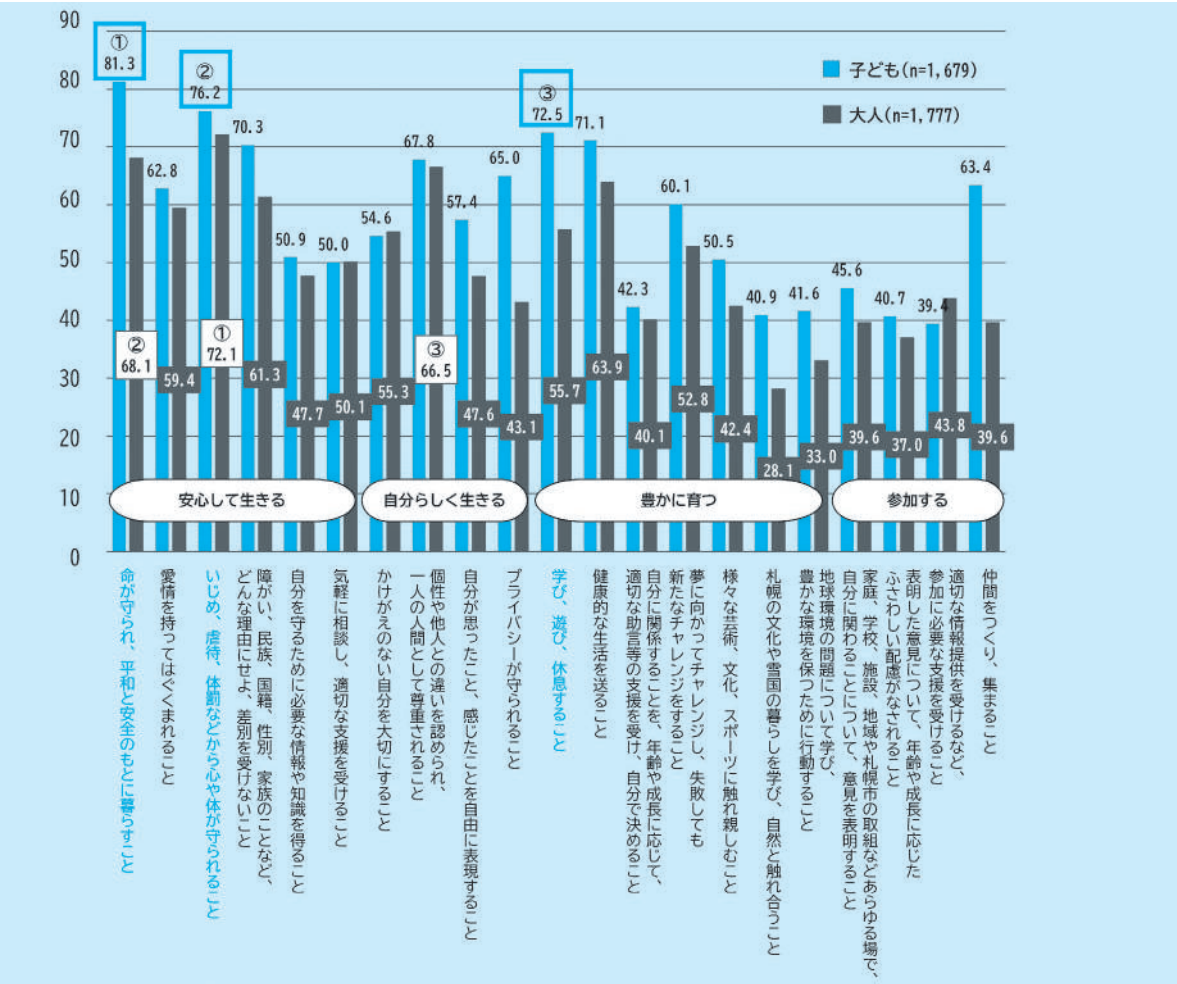


図2-4 【子ども】大切にしてほしい権利（複数回答）【大人】大切にしてい必要がある権利



出典元：令和5年度札幌市子どもに関する実態・意識調査

■ 子どもの参加・体験機会・意見表明

子どもの参加の取組では、自然・文化・スポーツ体験の機会と比べると、職業体験や社会体験、まちづくりやボランティア活動の機会、気軽に過ごせる居場所は「十分ではない」の割合が高い傾向があります。

また、意見表明の機会では、家庭や学校における意見表明の機会は比較的ありますが、地域や札幌市政については、「機会はない」や「特に言いたいことはない」の割合が高くなっています。

図2-5 子どもを対象とした参加の取組や環境について

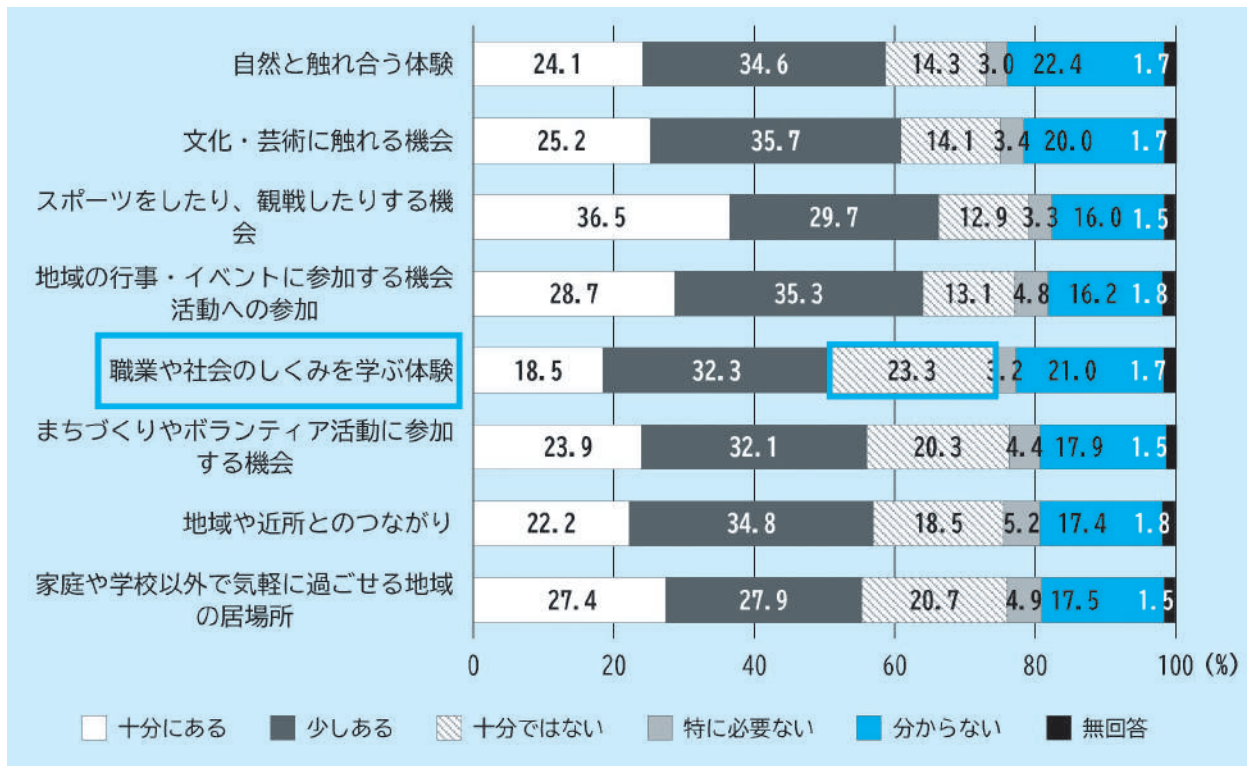
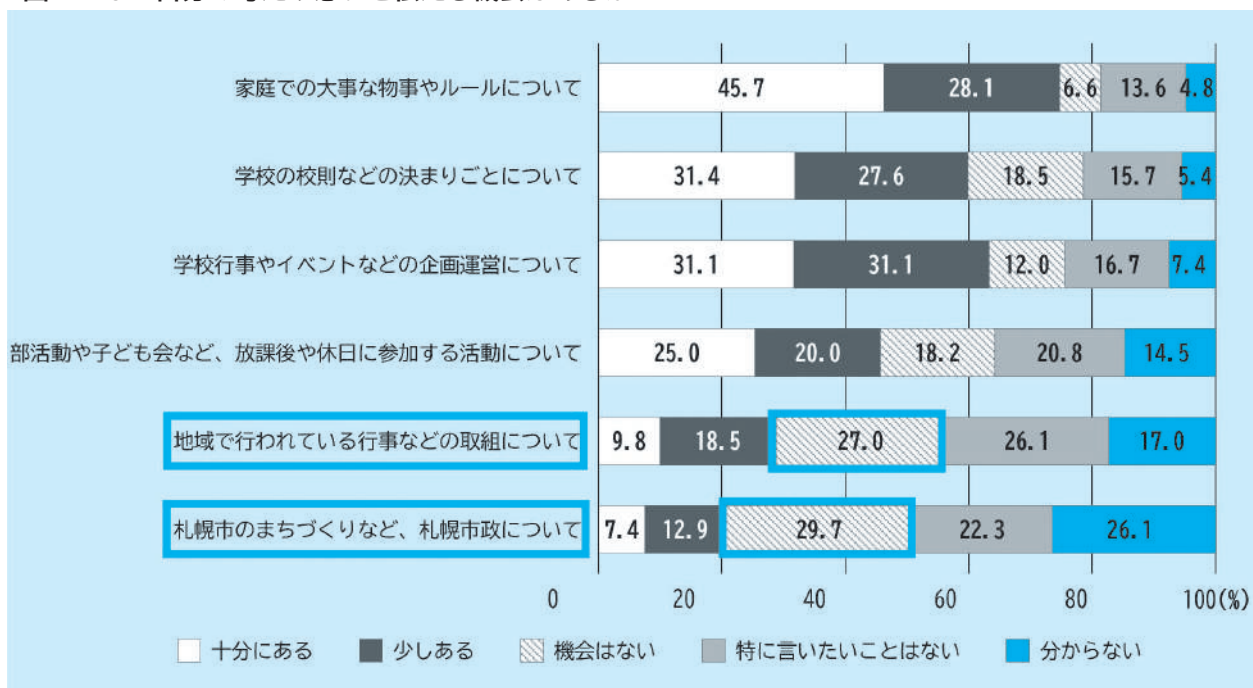


図2-6 自分の考えや思いを伝える機会はあるか



出典元：令和5年度札幌市子どもに関する実態・意識調査

■ 子どもの悩みや困りごとの相談相手

大半の子どもは悩みや困りごとの相談を、家族や友達、先生等身近な人に相談できている一方、相談できる人はいない、誰にも相談しようと思わないと回答した子どもが一定数います。

悩みを相談しようと思わない理由としては、「相談しても状況が変わらない」、「悩みを理解してもらえない」の回答割合が高くなっています。

図2-7 悩みごとの相談相手 (n = 1,679)

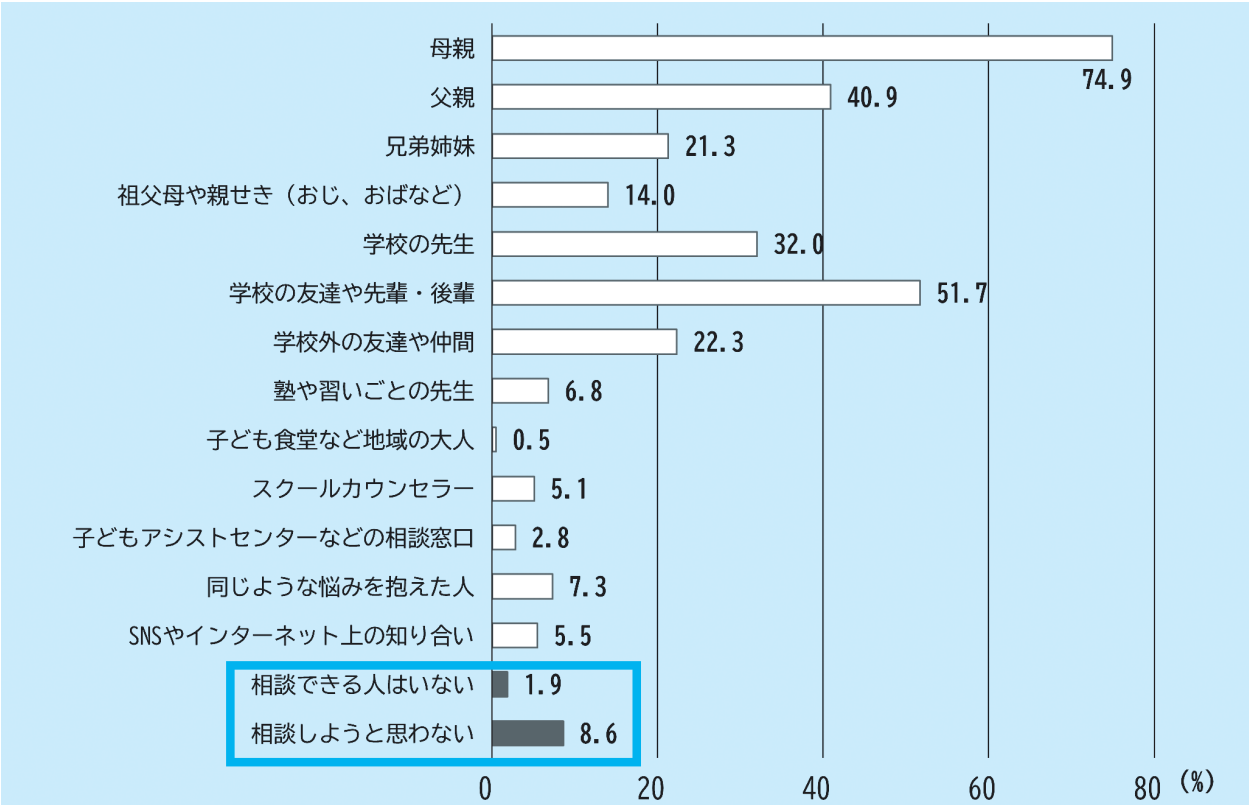
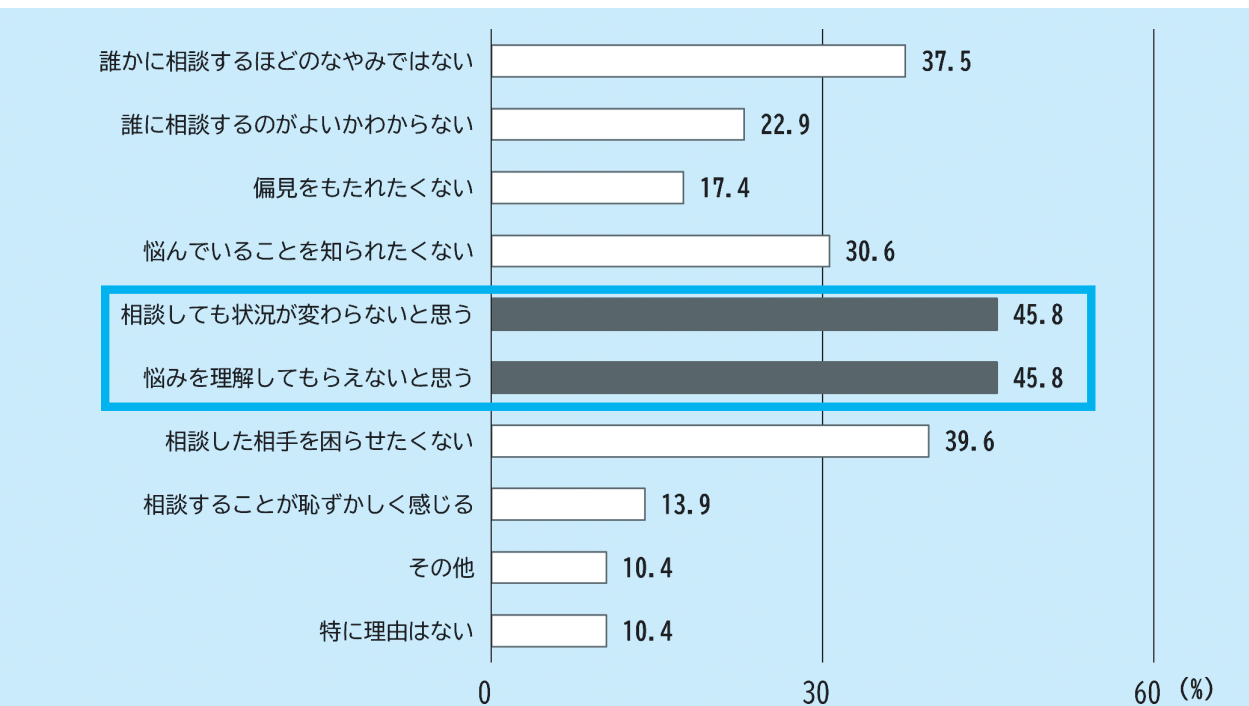


図2-8 相談しようと思わない理由 (n = 144)



出典元：令和5年度札幌市子どもに関する実態・意識調査

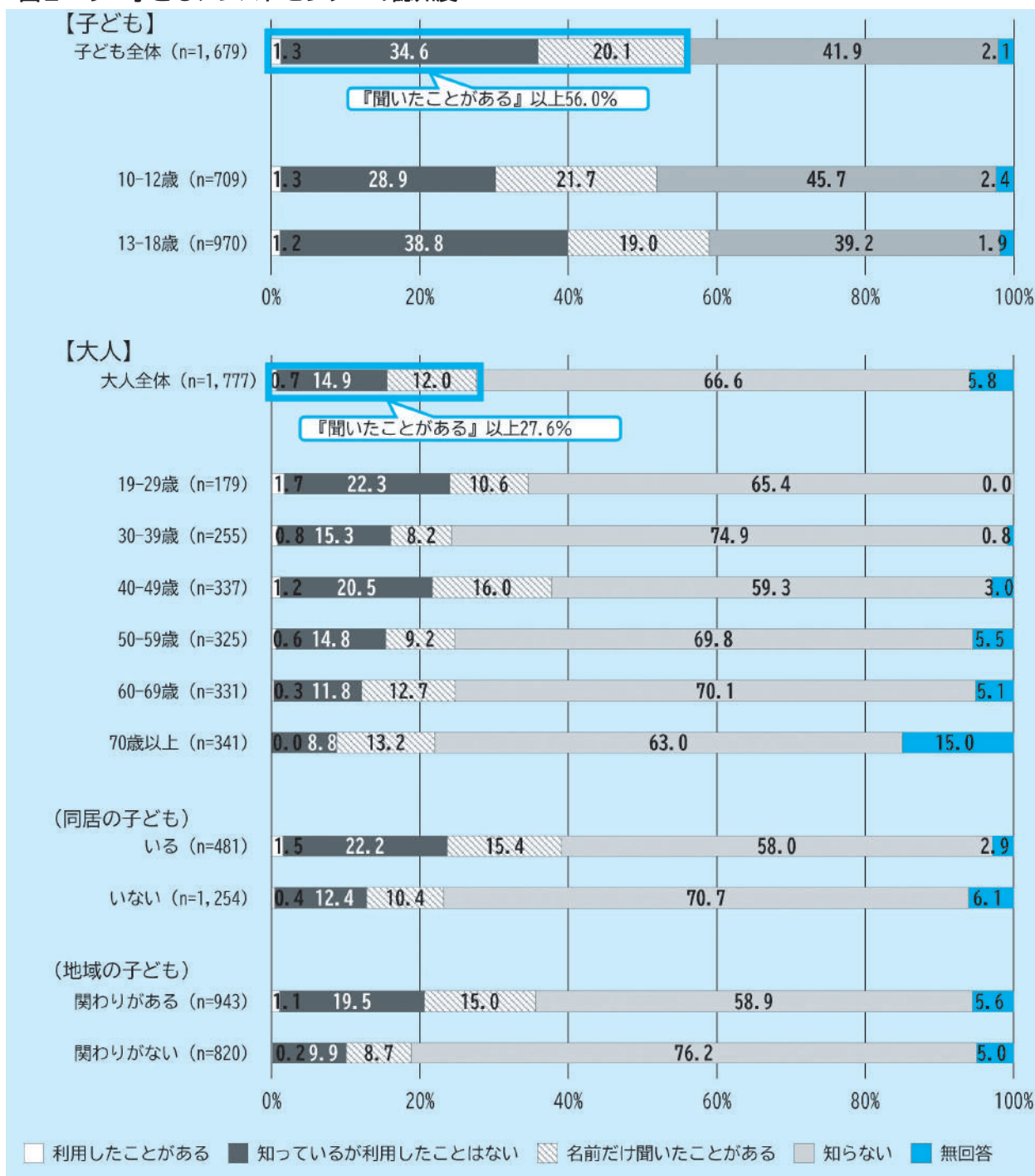
■ 子どもの権利侵害からの救済（子どもアシストセンター）

令和5年度（2023年度）の調査の結果、平成30年度（2018年度）に比べ、子どもアシストセンターの認知度（「聞いたことがある」以上）は、子ども・大人ともに低下しています。（平成30年度：子ども62.1%、大人33.8%、令和5年度：子ども56.0%、大人27.6%）

子どもは10-12歳より13-18歳の認知度が高く、大人は、同居の子どもがいる、又は地域の子どもの関わりがある場合に比較的認知度が高くなっています。

相談件数は増減を繰り返しながら増加傾向にあり、特にLINEでの相談が大きく増加しています。相談内容については、子どもからは友人関係や精神不安に関して、大人からは親子・兄弟関係、養育・しつけ、いじめに関する相談が多く寄せられています。

図2-9 子どもアシストセンターの認知度



出典元：令和5年度札幌市子どもに関する実態・意識調査

表2-6 相談延べ件数の推移と相談方法

年 度	L I N E	電 話	Eメール	面 談	その他	合 計
令和元年度	498 件	1,500 件	867 件	196 件	1 件	3,062 件
令和2年度	813 件	1,516 件	770 件	128 件	3 件	3,230 件
令和3年度	736 件	1,464 件	537 件	140 件	9 件	2,886 件
令和4年度	1,144 件	1,105 件	379 件	72 件	5 件	2,705 件
令和5年度	1,692 件	1,125 件	317 件	98 件	6 件	3,238 件

出典元：札幌市子ども未来局

表2-7 主な相談内容

令和5年度相談件数：延べ件数 3,238 件（実件数 1,144 件）

	子どもからの相談 2,311 件		大人からの相談 927 件	
① 友人関係	489 件 (21.2%)		親子・兄弟関係	85 件 (9.2%)
② 精神不安	456 件 (19.7%)		養育・しつけ	74 件 (8.0%)
③ 親子・兄弟関係	158 件 (6.8%)		いじめ	74 件 (8.0%)
④ 学習・進路	88 件 (3.8%)		子どもと教師の関係	69 件 (7.4%)
⑤ 不登校	81 件 (3.5%)		不登校	66 件 (7.1%)

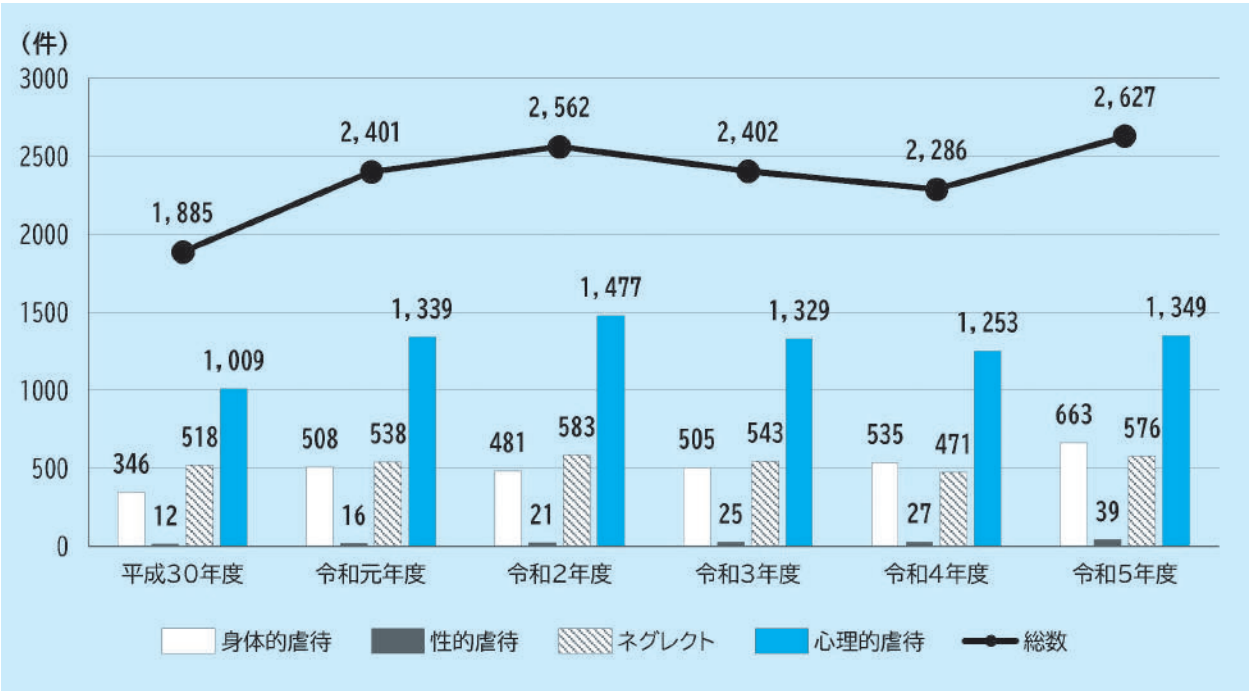
出典元：札幌市子ども未来局

■ 児童相談所における相談業務の状況

札幌市児童相談所における児童虐待認定件数は、増減を繰り返しながら減少傾向となっていました。令和5年度（2023年度）は増加に転じています。また、虐待の内容別では、心理的虐待が最も多くなっており、全ての年度において全体の5割以上となっています。

また、児童養護施設の措置児童数は減少傾向にありますが、里親²⁷及びファミリーホーム²⁸に委託されている児童数は増加傾向にあります。

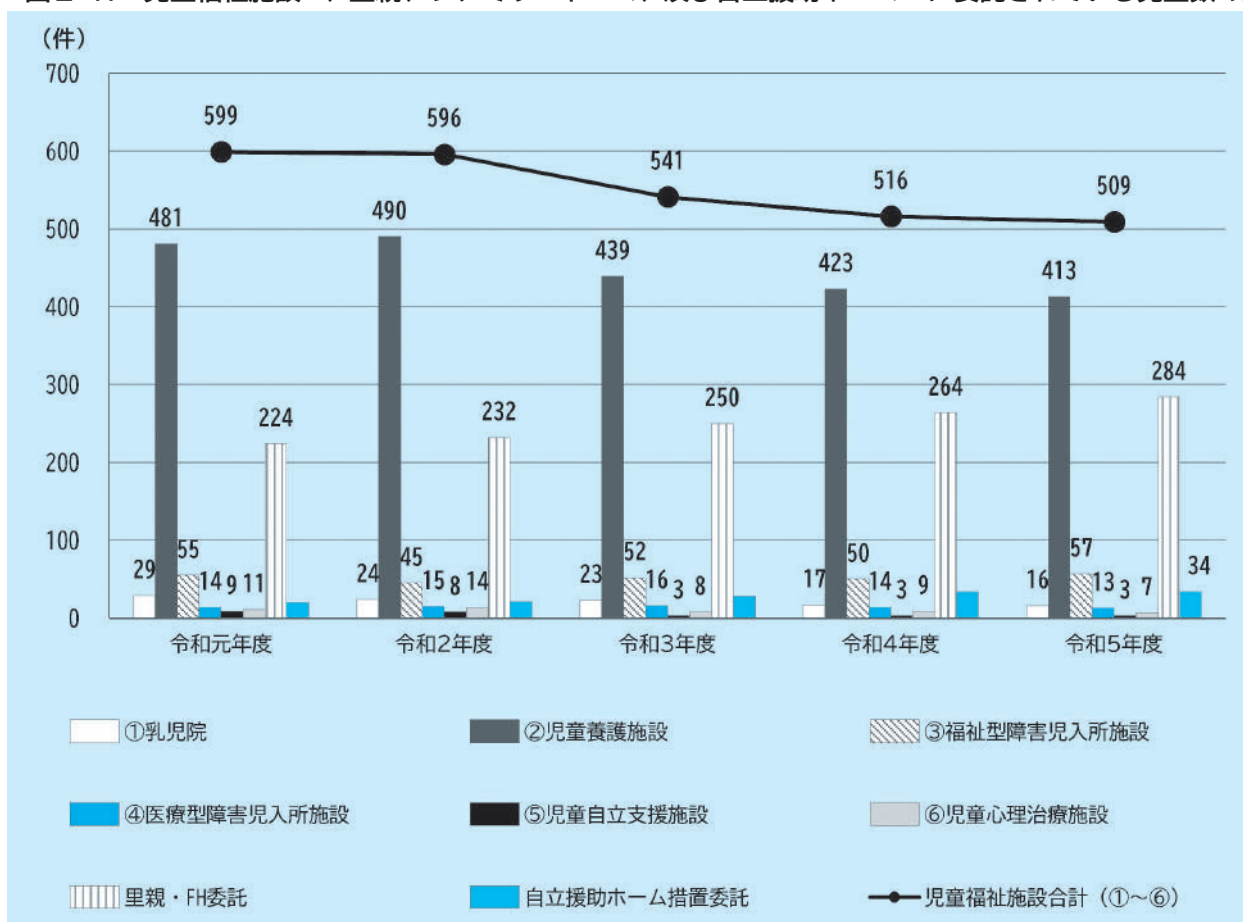
図2-10 児童虐待認定件数の推移



出典元：札幌市子ども未来局

27【里親】保護者のいない児童や保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（＝要保護児童）の養育を希望する者であって、都道府県知事が適当と認める者。児童福祉法第6条の4により規定。

28【ファミリーホーム】里親が管理者となり、自宅で最大6人の児童の養育に当たる事業。（里親家庭は最大4人）

図2-11 児童福祉施設²⁹、里親、ファミリーホーム、及び自立援助ホーム³⁰に委託されている児童数の推移

出典元：札幌市子ども未来局

29【児童福祉施設】児童福祉法第7条では「助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターとする。」と定義されている。

30【自立援助ホーム】児童福祉法第6条の3、同法第33条の6において、児童自立生活援助事業として、第二種社会福祉事業に位置付けられ、義務教育終了後、他の社会的養護（児童養護施設、里親、児童自立支援施設など）の措置を解除された青少年及び都道府県知事が認めた青少年に自立のための援助及び生活指導を行う場。

イ 若者の社会参加や意識に関する現状（若者意識調査より）

本計画を策定するに当たり、札幌市で生活する若者が、市政に対してどのような考えを持って生活しているのかを明らかにするため、18歳から39歳の市民を対象に、若者意識調査を実施し、計855件の回答を得ました。

■ 社会とのつながりと居場所、相談者の有無

家族以外の人とのつながりの有無について、「ある」と答えた割合は87.0%、「ない」と答えた割合は13.0%で、多く若者が家族以外とのつながりがある一方で、家族以外とつながりのない若者も一定数います。また、居場所の有無について、「ある」と答えた割合は88.8%、「ない」と答えた割合は11.2%で、居場所がないと感じている若者が一定数いる状況です。

嫌なことや困ったことがある時の相談者の有無についてみると、14.9%の若者が相談者は「いない」と答えています。

図2-12 社会とのつながり及び居場所の有無（n=855）

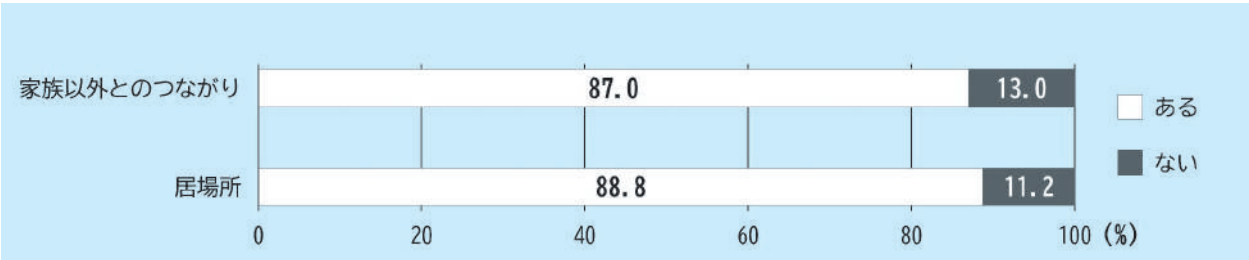
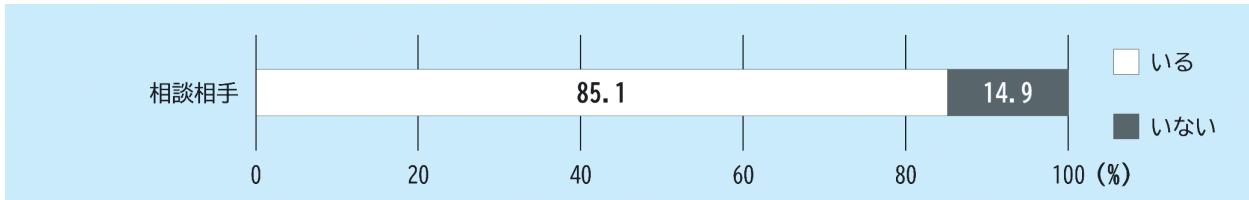


図2-13 相談者の有無（n=855）



■ 札幌市や行政機関に対する意見表明意欲や機会と手段

札幌市や行政機関に対して思うことや伝えたい意見がある若者が多い一方で、伝える機会が「ある」「どちらかといえばある」と答えた割合は25.8%に過ぎず、若者の意見表明機会の確保について課題があることがわかりました。また、伝える手段について、「インターネットのフォーム」「アンケート（web）」「SNS」「オンライン」「メール」が伝えやすい手段の上位に挙がっており、インターネット等を活用した意見表明の機会の推進が必要であることがわかりました。

図2-14 札幌市や行政機関に伝えたい意見はあるか／伝える機会はあるか（n=855）

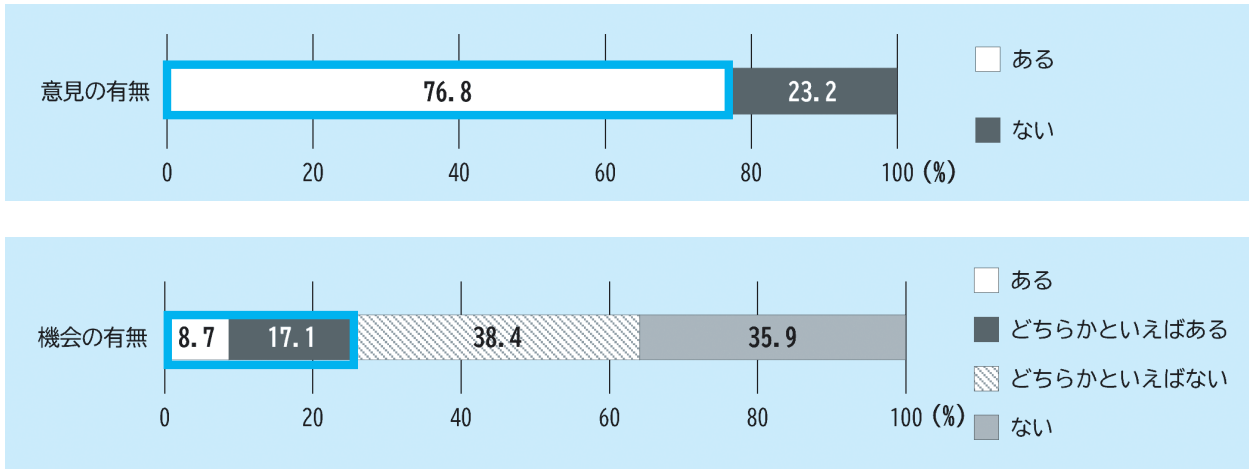
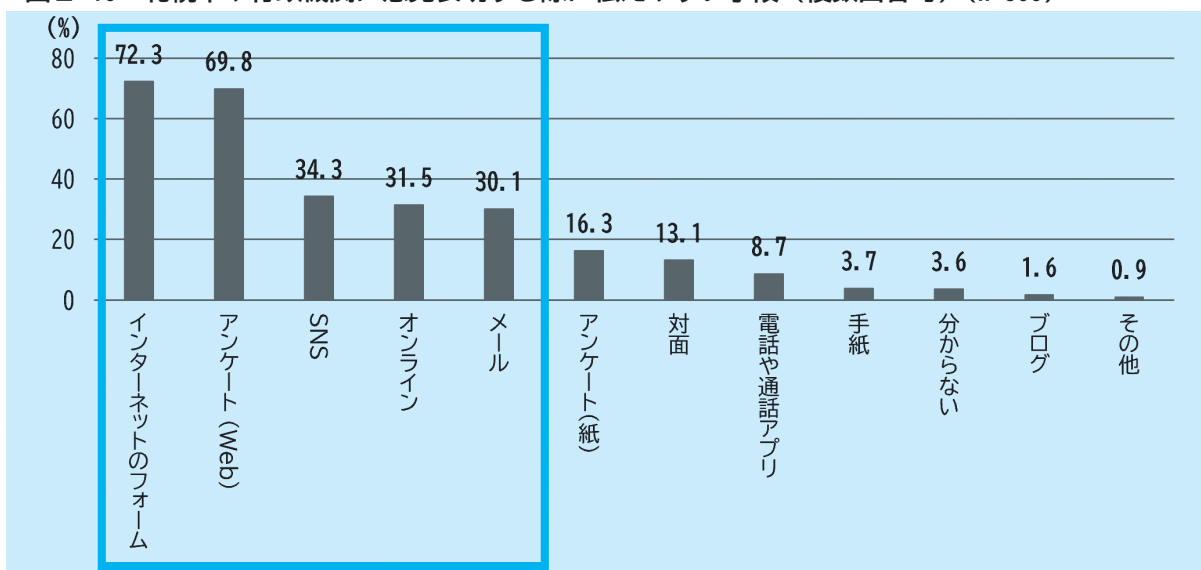


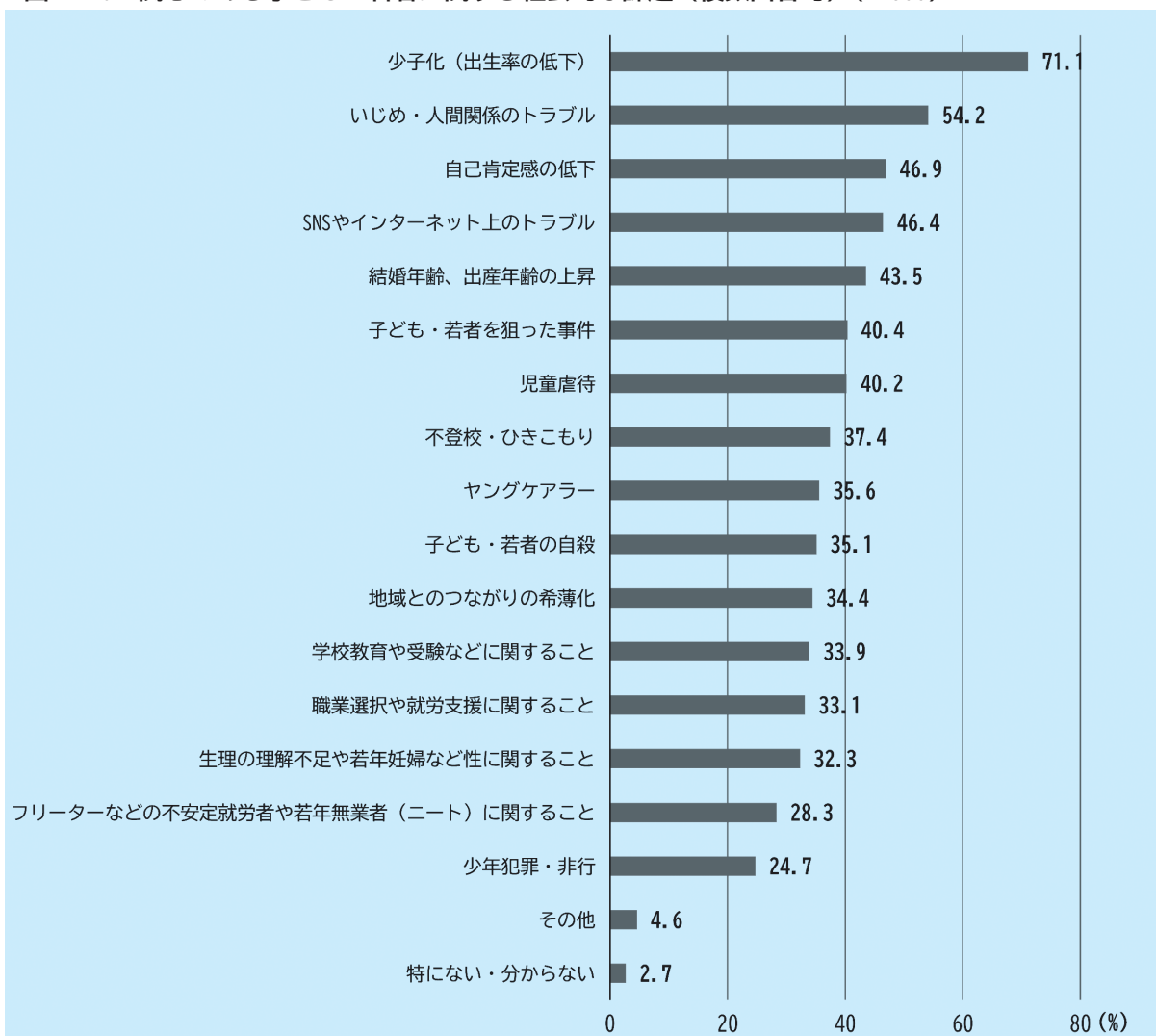
図2-15 札幌市や行政機関に意見表明する際に伝えやすい手段（複数回答可）（n=855）



■ 関心のある社会的課題

子ども・若者に関する社会的な課題について、「少子化（出生率の低下）」が71.1%を占めており、関心の高さがうかがえます。また、「いじめ・人間関係のトラブル」「自己肯定感の低下」「SNSやインターネット上のトラブル」といった、実生活やネット上での対人関係を起因としたトラブルや、自己肯定感の低下が問題と捉えられている状況がうかがえます。

図2-16 関心のある子ども・若者に関する社会的な課題（複数回答可）（n=855）



■ 子ども・若者のためにしてほしい取組や希望する札幌市の将来像

子ども・若者のために札幌市にしてほしい取組では、「安心して暮らせる地域づくり」「ワーク・ライフ・バランスが整った雇用環境の推進」「子ども・若者の居場所づくり」と続いており、地域で安心して生活していくために、ワーク・ライフ・バランスの推進や、子ども・若者の居場所づくりを進める必要があることが示唆されます。

加えて、札幌市がどのようなまちになってほしいかについて、「地下鉄やバス、新幹線など交通機関が整備されて便利なまち」「子ども・若者の権利が守られ、全ての人が子ども・若者を大切にしているまち」「犯罪や交通事故が少なく、安心して暮らせるまち」が続いており、公共交通機関等のハード面の整備や犯罪等を軽減させる取組を推進し、便利で安心して暮らせるまちにすることに加え、若者自身からも、子ども・若者の権利が尊重される「こどもまんなか社会」の実現が求められています。

図2-17 子ども・若者のために札幌市にしてほしい取組（複数回答可）（n=855）

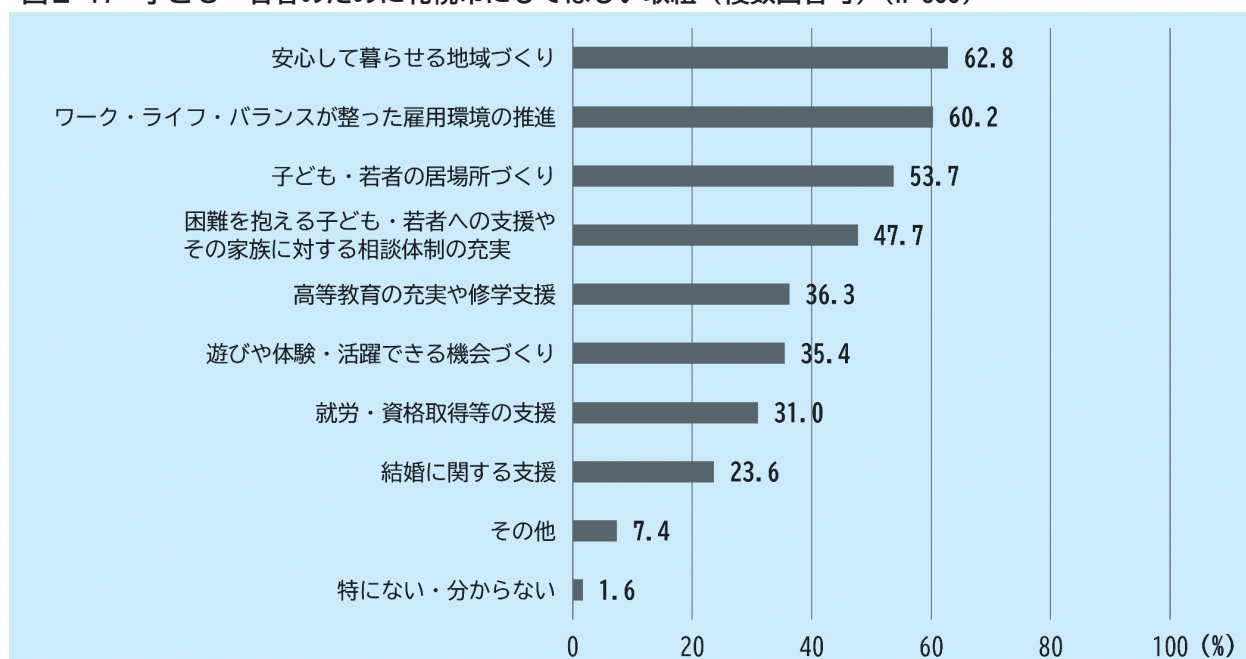


図2-18- 1 札幌市がどのようなまちになってほしいか（複数回答可）（若者／n=855）

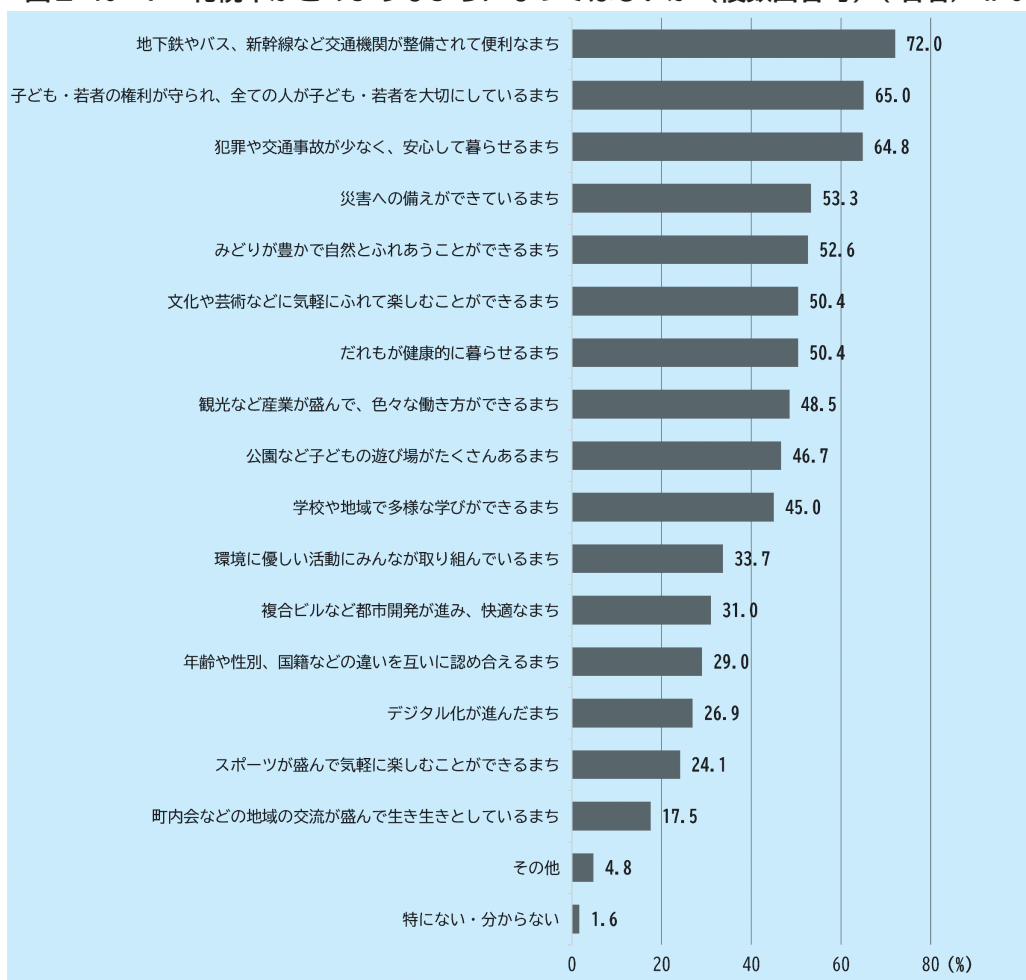
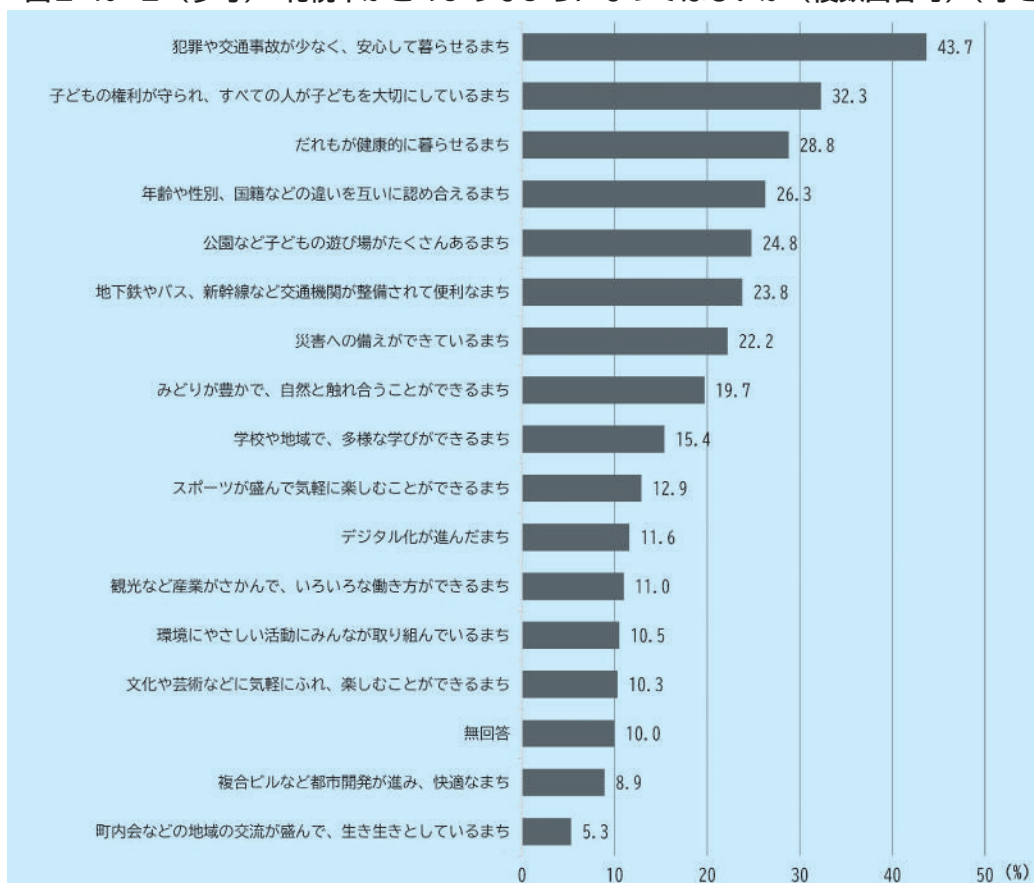


図2-18- 2（参考）札幌市がどのようなまちになってほしいか（複数回答可）（子ども／n=1,679）



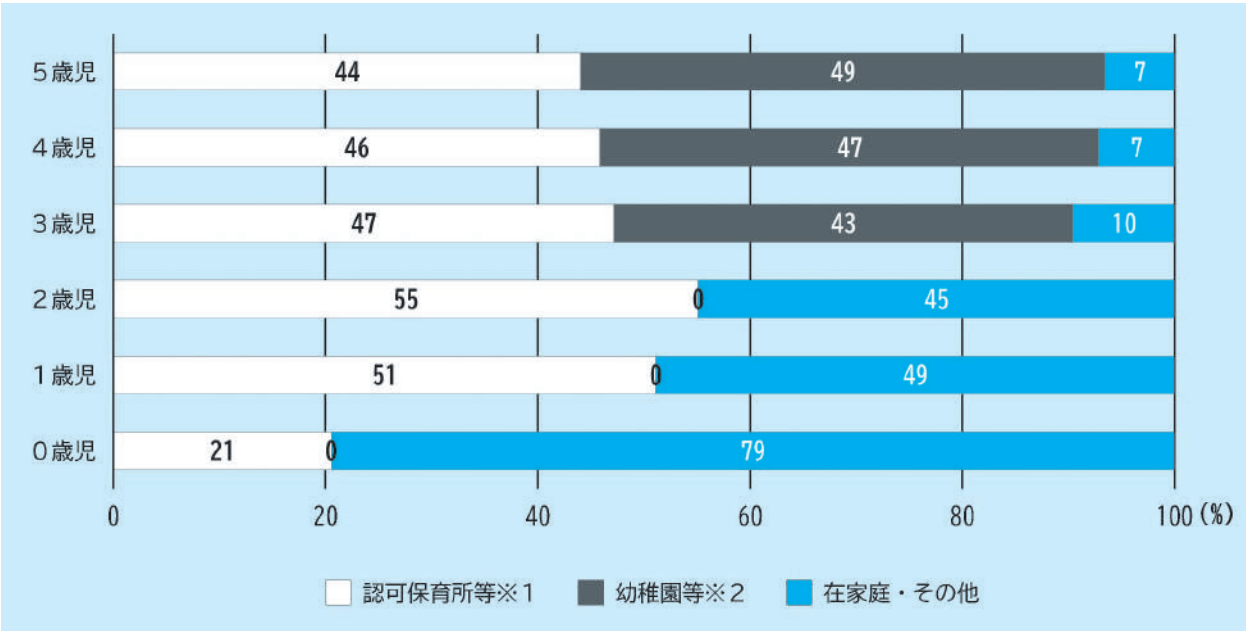
出典元：令和5年度札幌市子どもに関する実態・意識調査

ウ 様々な子ども・若者の育ちの現状

■ 就学前児童の日中の過ごし方

就学前児童が日中過ごす場を見ると、0歳児の約8割、1～2歳児の約5割が家庭等で過ごしています。その後、年齢が上がるにつれ、認可保育所等、幼稚園等に通う割合が増え、3歳児以上では9割以上の児童が何らかの保育・教育施設を利用しています。

図2－19 就学前児童の日中の過ごし方



※1 認可保育所等…認可保育所・認定こども園（保育機能部分）・地域型保育事業
 ※2 幼稚園等…幼稚園及び認定こども園（教育機能部分）

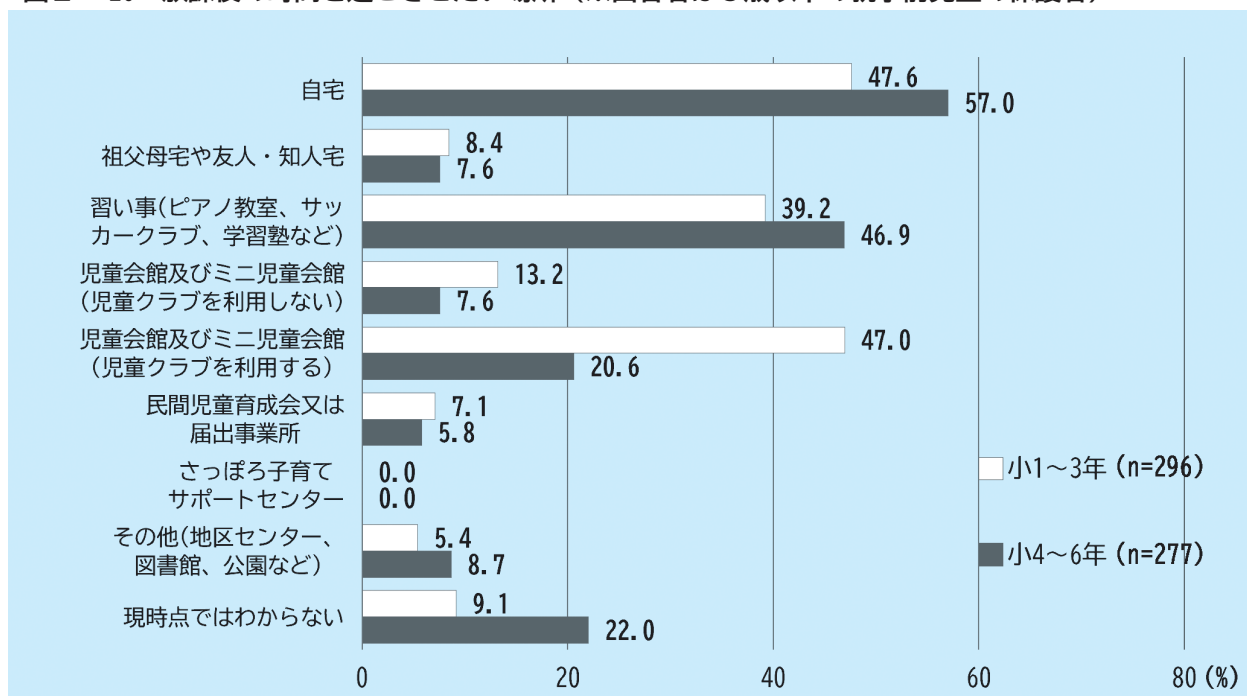
出典元：札幌市子ども未来局

■ 小学校就学後の放課後の過ごし方

令和5年度（2023年度）調査の結果、小学校低学年の間は、「放課後をどこで過ごさせたいか」について、「自宅」が47.6%と最も多く、次いで、「児童会館及びミニ児童会館（児童クラブを利用する）」47.0%、「習い事」39.2%が続いています。

一方、小学校高学年の間は、「放課後をどこで過ごさせたいか」について、「自宅」が57.0%と最も多く、次いで、「習い事」46.9%、「現時点ではわからない」22.0%が続いています。

図2-20 放課後の時間を過ごさせたい場所（※回答者は5歳以下の就学前児童の保護者）

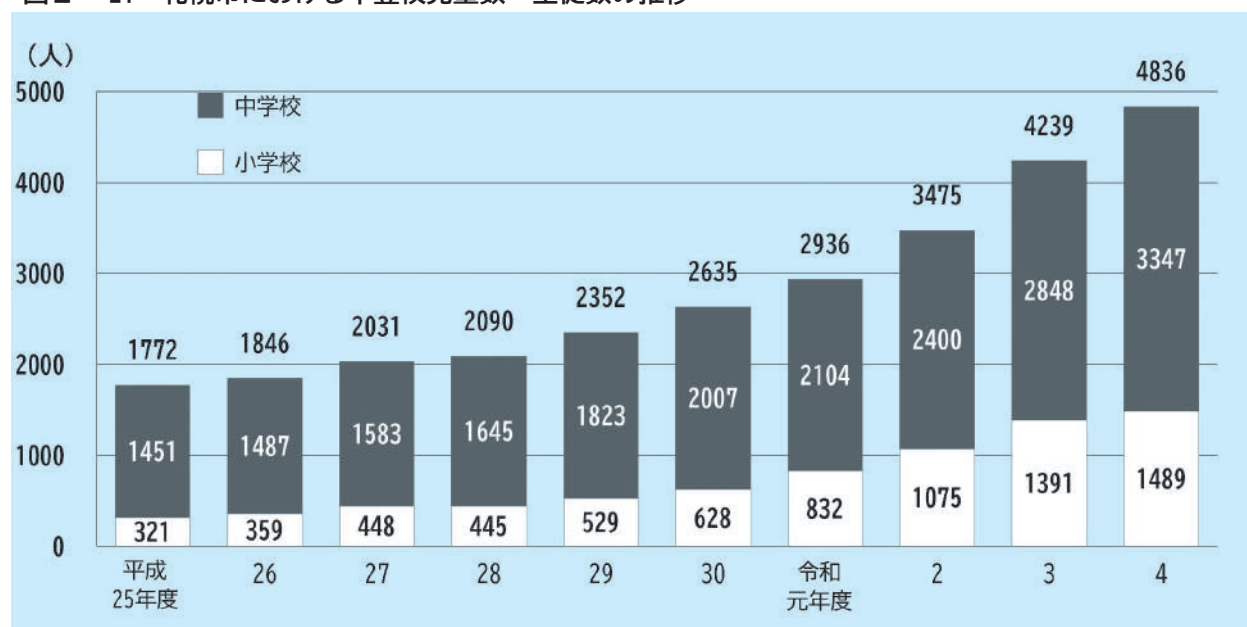


出典元：令和5年度札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ等調査

■ 不登校児童・生徒数の推移

不登校の児童・生徒数は小学校、中学校ともに年々増加しており、令和4年度（2022年度）ではあわせて4,836人となっています。

図2-21 札幌市における不登校児童数・生徒数の推移

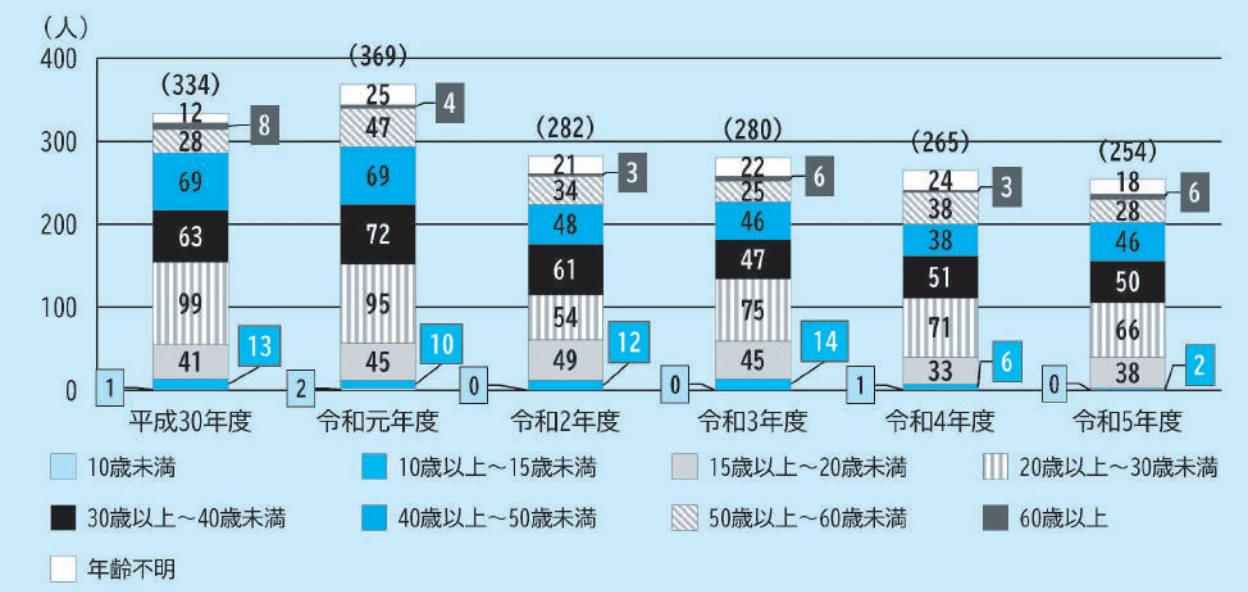


出典元：文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

■ 札幌市ひきこもり地域支援センター³¹の新規相談状況

平成30年度（2018年度）以降、札幌市ひきこもり地域支援センターの新規相談の内、40歳未満の割合は常に6割を超えています。

図2-22 札幌市ひきこもり地域支援センターの新規相談の内、ひきこもり当事者の年齢内訳推移



出典元：札幌市ひきこもり地域支援センター事業実績報告書（平成30～令和5年度分）

■ ヤングケアラーの状況

自分がお世話をしている家族がいると回答した人（ヤングケアラー）の割合は、中学生で4.3%、高校生で4.1%となっています。また、自分がお世話をしている家族の続柄の内訳を見ると、中学生では「きょうだい」が72.1%と最も高く、次いで「母親」（14.0%）、「祖母」（9.3%）となっています。高校生では「きょうだい」の割合が58.8%と最も高く、次いで「母親」（17.6%）、「祖母」（17.6%）となっています。

図2-23 自分がお世話をしている家族の有無

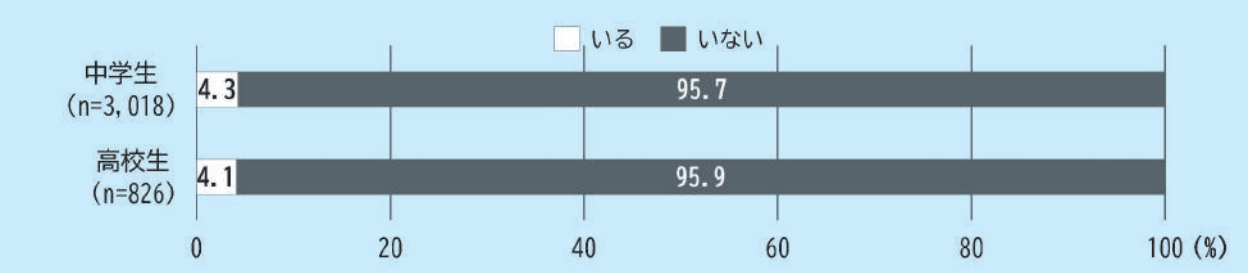
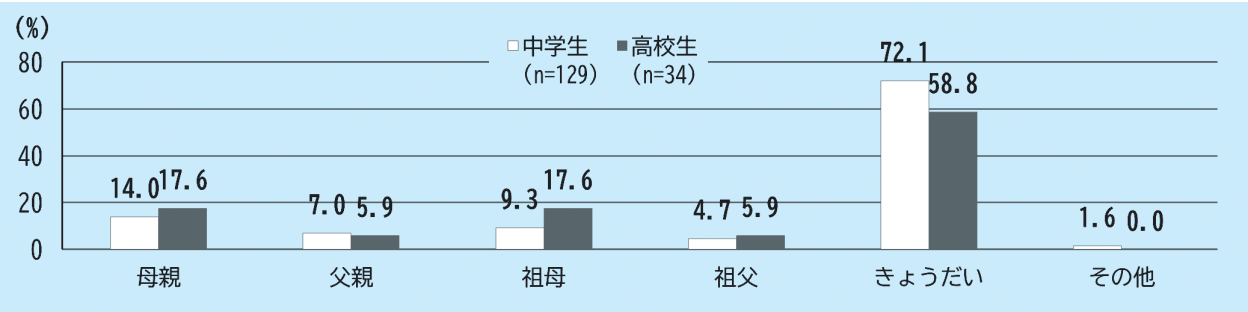


図2-24 自分がお世話をしている家族の続柄



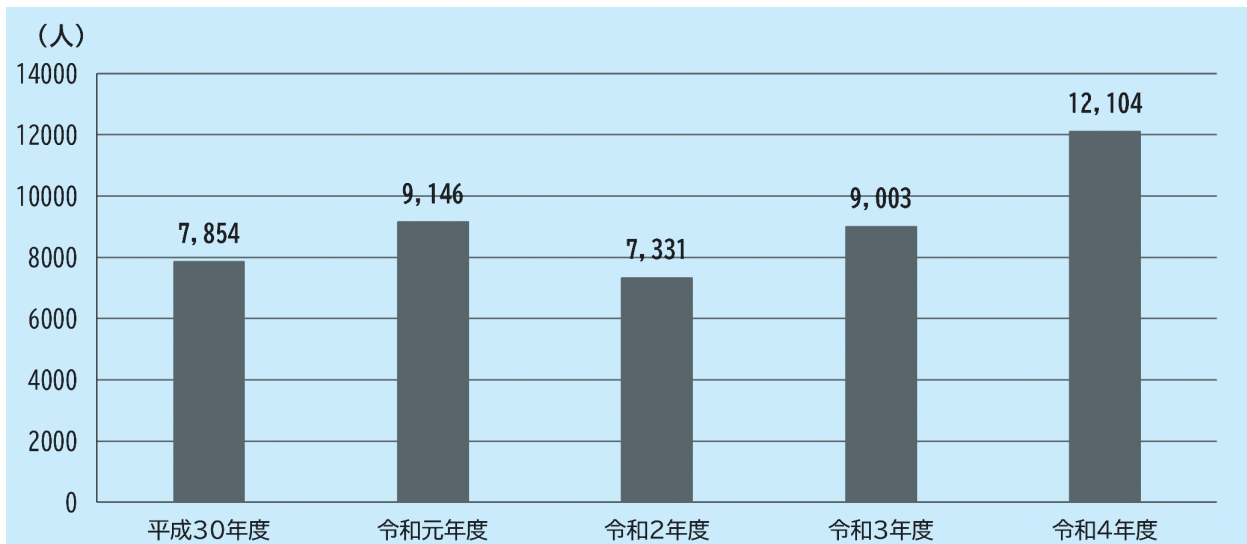
出典元：令和3年度札幌市ヤングケアラーに関する実態調査

31 【札幌市ひきこもり地域支援センター】 ひきこもり専門の相談窓口。ひきこもりの状態にある本人及びその家族に向けた支援を行う。

■ いじめの認知件数の推移

札幌市立小学校・中学校・高校・特別支援学校のいじめの認知件数合計数は増減を繰り返しながら増加傾向にあり、令和4年度（2022年度）には10,000件を超えています。

図2-25 札幌市におけるいじめの認知件数の推移

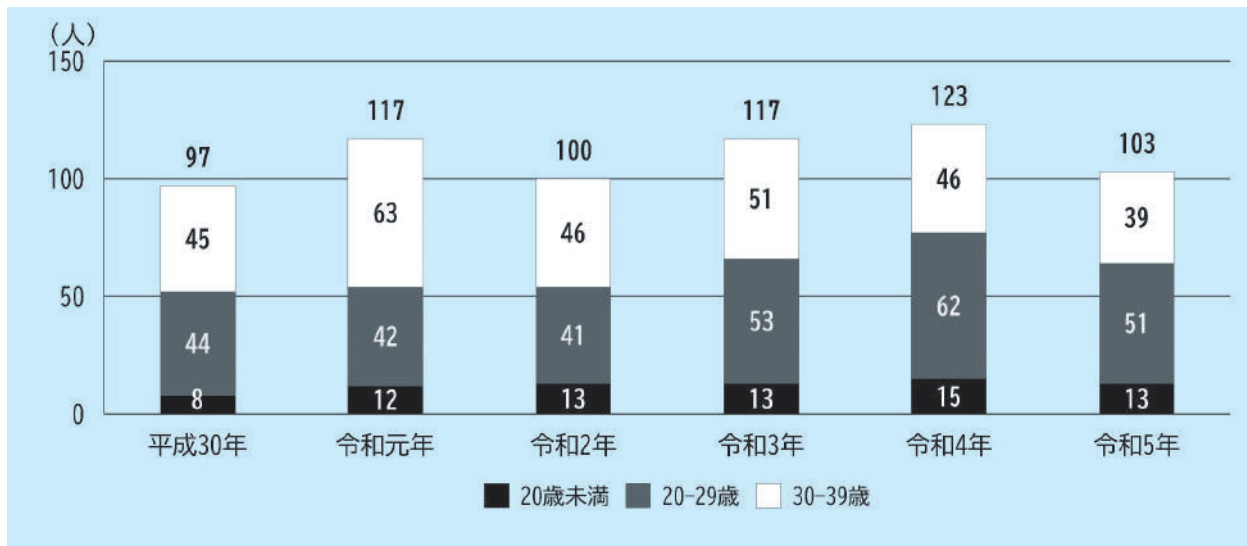


出典元：文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

■ 子ども・若者の自殺者数の推移

39歳以下の年代別の自殺者数は、29歳以下は増加傾向となっており、30～39歳は増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しています。

図2-26 札幌市における39歳以下の自殺者数の推移

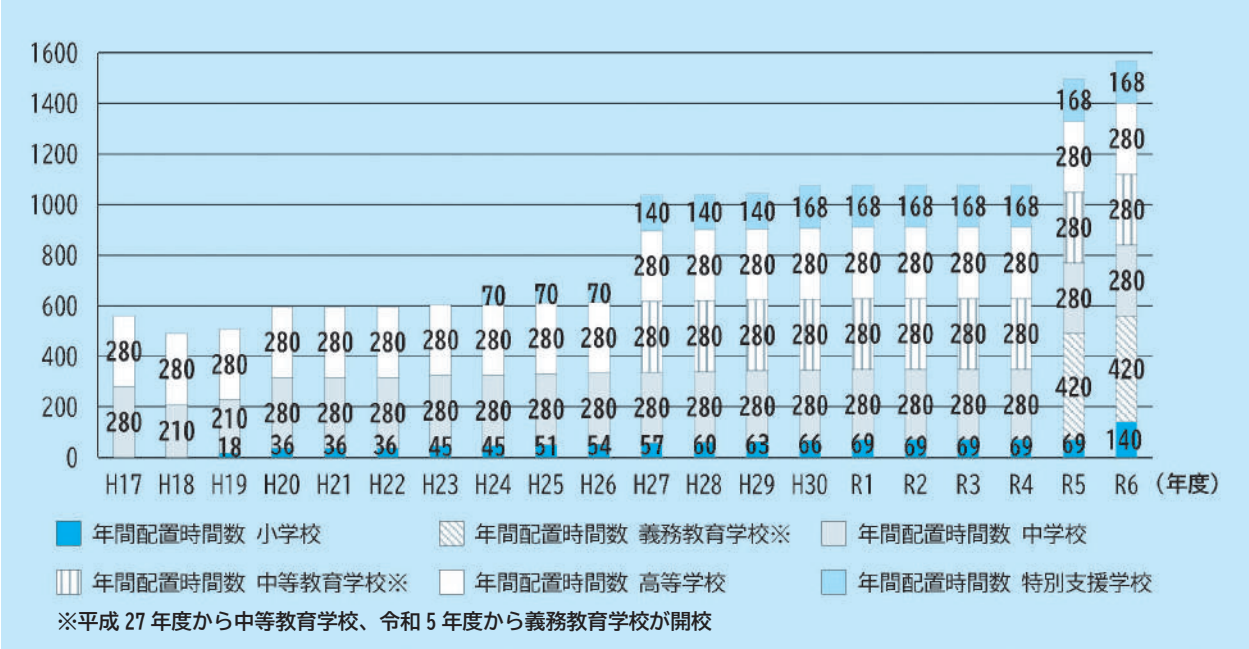


出典元：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

■ スクールカウンセラー³²の配置状況

スクールカウンセラー活用事業が始まった平成17年度（2005年度）以降、校種ごとに段階的に配置時間を拡充しています。小学校については、令和5年度（2023年度）の年間配置時数が69時間でしたが、令和6年度（2024年度）は140時間に倍増しています。

図2-27 各校種ごとのスクールカウンセラー年間配置時間数の推移

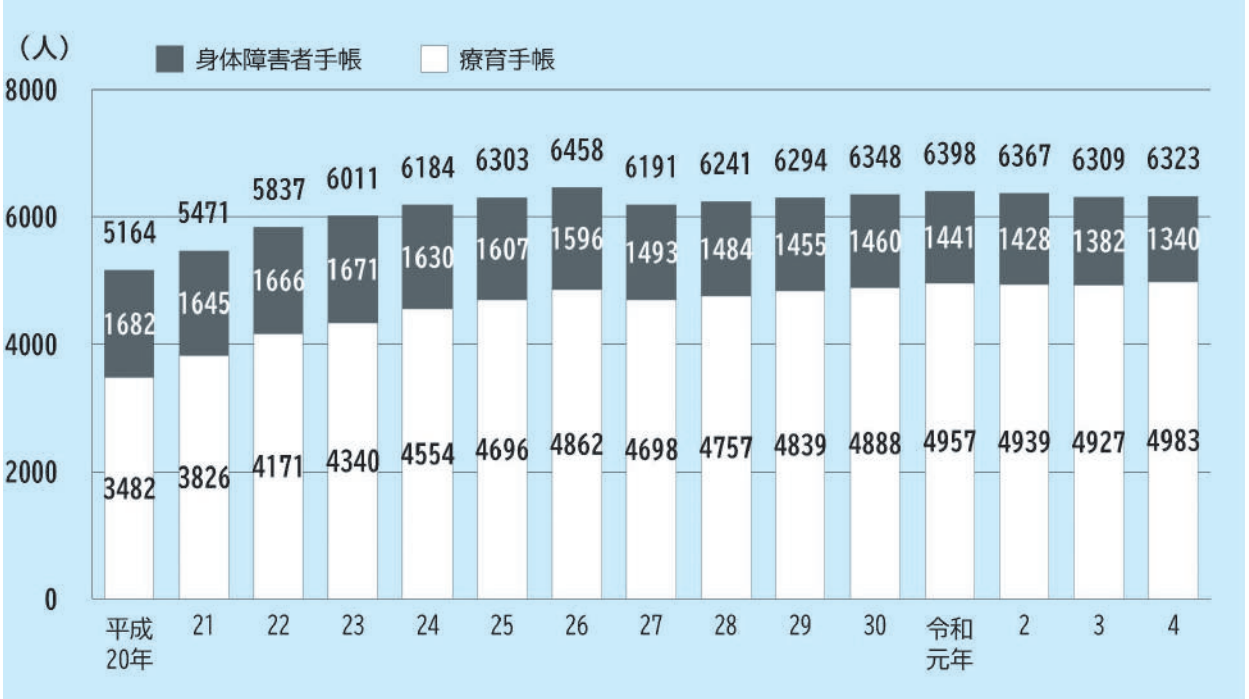


出典元：札幌市教育委員会

■ 18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳の所持者数

札幌市における18歳未満の子ども・若者の身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にあります。一方、知的障がいのある方向けの療育手帳所持者数は平成27年度（2015年度）に減少したものの、以降は横ばい～増加傾向にあり、平成27年度（2015年度）と令和4年度（2022年度）を比較すると約6%増加しています。

図2-28 札幌市における18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳の所持者数



出典元：札幌市保健福祉局

32【スクールカウンセラー】児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有する者。

■ 障がい児に係る通所サービスの支給決定人数推移

障がい児を対象とした通所サービスを利用する子どもは増加傾向にあります。特に、児童発達支援、放課後等デイサービスについては、伸びが顕著になっています。

表2－8 札幌市における障がい児に係る通所サービスの支給決定者数の推移

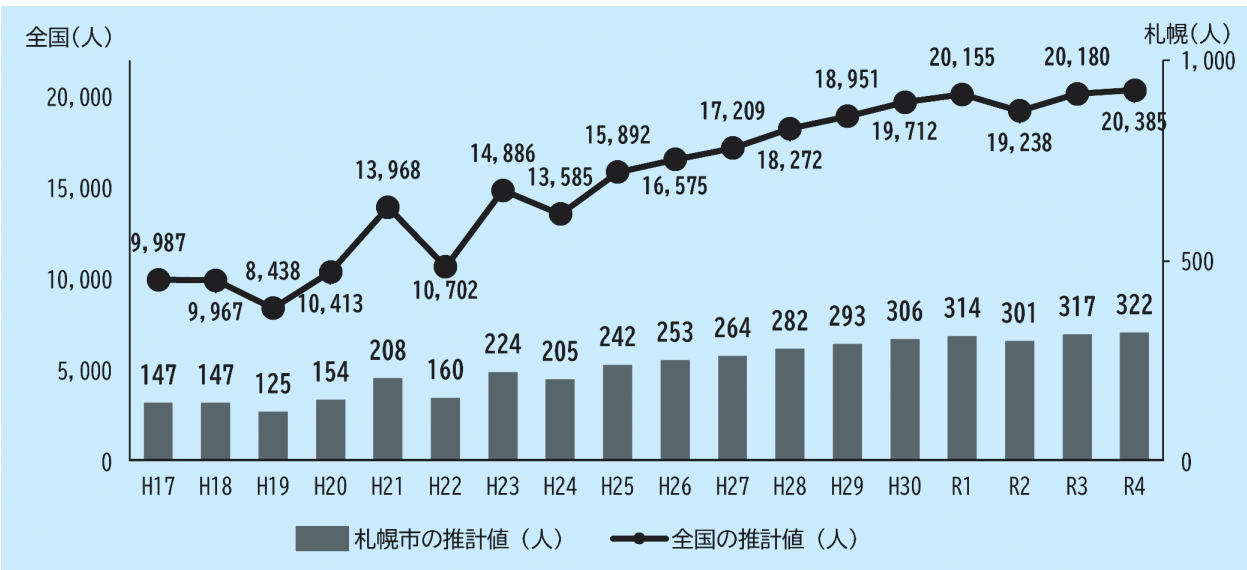
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	4,101 人	4,591 人	4,966 人	5,489 人	6,072 人
医療型児童発達支援 ³³	51 人	64 人	69 人	74 人	73 人
放課後等デイサービス	6,281 人	6,885 人	7,960 人	8,504 人	9,055 人
保育所等訪問支援 ³⁴	57 人	92 人	94 人	146 人	223 人
居宅訪問型児童発達支援 ³⁵	3 人	6 人	6 人	4 人	4 人

出典元：札幌市保健福祉局

■ 医療的ケア児の人数推計値

医療的ケア児について、令和4年度（2022年度）の全国の推計値は約20,000人と推計されており、全国的に医療的ケア児が増加傾向にあります。また、概ね人口1万人当たり1.5人の医療的ケア児がいる計算となることから、札幌市においては300人～350人の医療的ケア児がいると推測されます。

図2－29 医療的ケア児の推計値



出典元：札幌市保健福祉局

33【医療型児童発達支援】就学していない肢体不自由がある児童に対し、日常生活における基本的な動作の習得、理学療法などの支援を行う。
34【保育所等訪問支援】保育所や幼稚園、小学校などに通う障がいのある児童に対し、専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な支援やスタッフへの助言などを行う。
35【居宅訪問型児童発達支援】外出することが困難な障がいのある児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援などを行う。

(2) 子育て当事者の現状

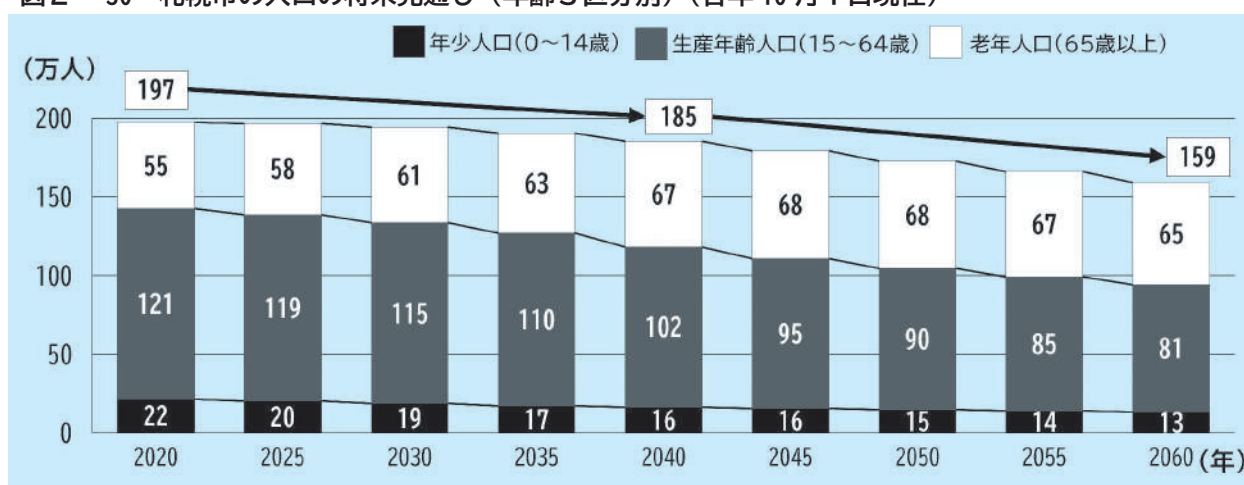
ア 子育て当事者を取り巻く社会状況

■ 札幌の人口推移

札幌市の将来人口は、令和2年（2020年）の197万人から、令和42年（2060年）には159万人となり、38万人の減少が見込まれます。

また、年齢別で見ると経済活動を主に支える生産年齢人口（15歳～64歳）は、令和2年（2020年）の121万人から、令和42年（2060年）には81万人となり、40万人の減少が見込まれます。また、年少人口（0～14歳）は、令和2年（2020年）の22万人から、令和42年（2060年）には13万人となり、9万人の減少が見込まれます。

図2-30 札幌市の人口の将来見通し（年齢3区分別）（各年10月1日現在）



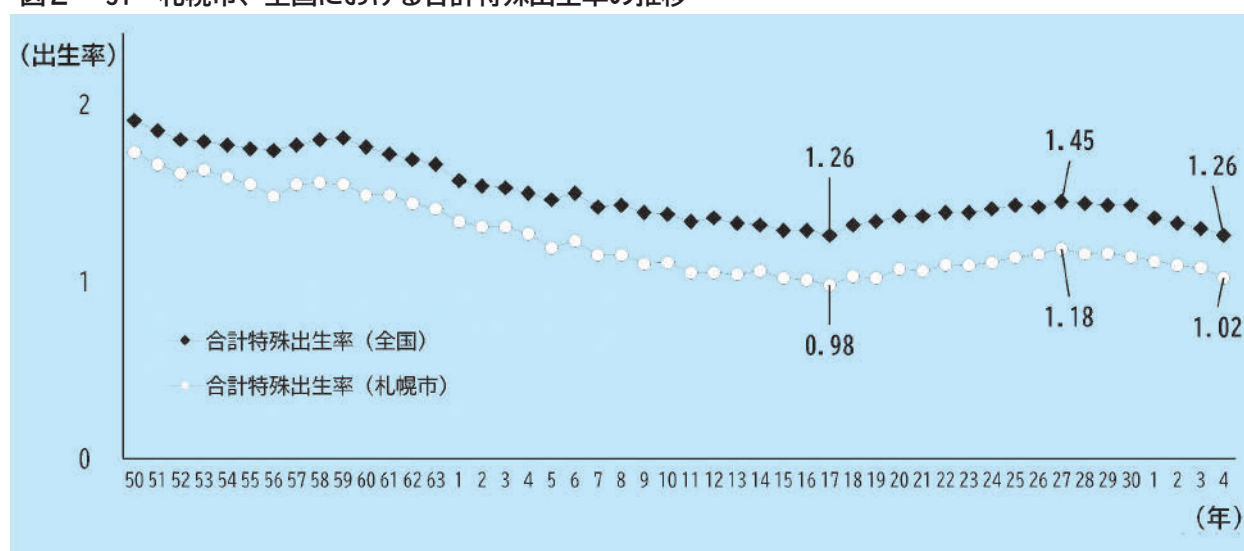
注：2020年は国勢調査の確定値（不詳補完値）である
出典元：総務省 国勢調査、札幌市

■ 合計特殊出生率³⁶の推移

札幌市の合計特殊出生率は昭和40年（1965年）の1.93をピークに低下傾向にあり、平成17年（2005年）には昭和40年（1965年）以降最低の0.98になりました。

以降、ほぼ横ばいから微増傾向で推移していましたが、平成30年（2018年）以降低下しており、令和4年（2022年）は1.02となっています。

図2-31 札幌市、全国における合計特殊出生率の推移



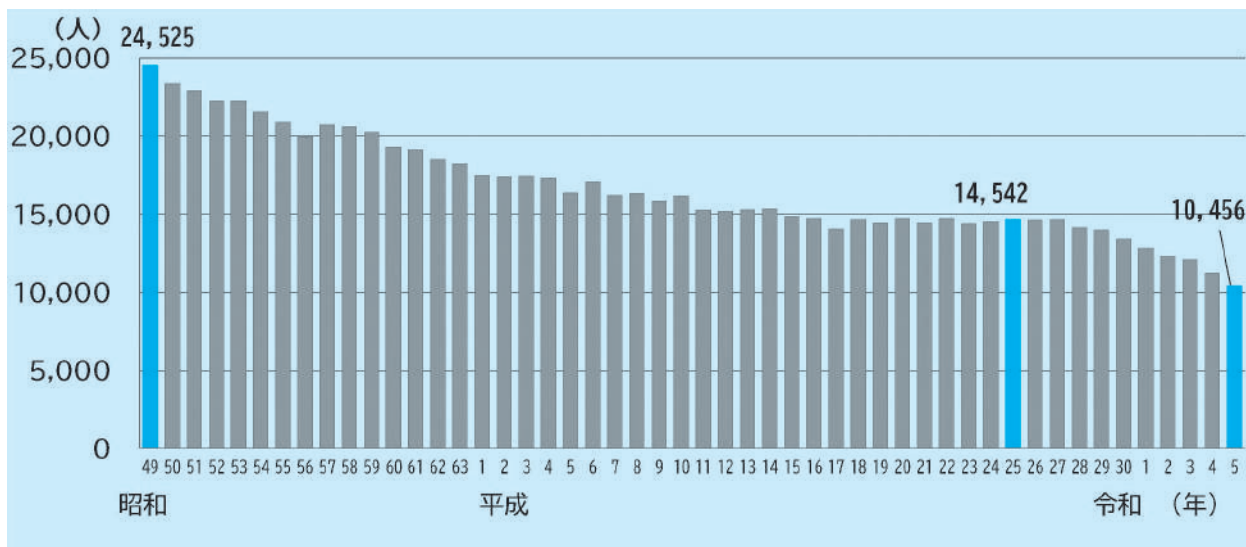
出典元：厚生労働省 人口動態統計、札幌市 衛生年報

36【合計特殊出生率】その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

■ 出生数

札幌市における出生数は、昭和49年(1974年)(第二次ベビーブーム期)の24,525人をピークにほぼ減少を続け、令和5年(2023年)には10,456人になりました。10年前の平成25年(2013年)の14,542人と比較すると、約4,000人減少しています。

図2-32 出生数の推移

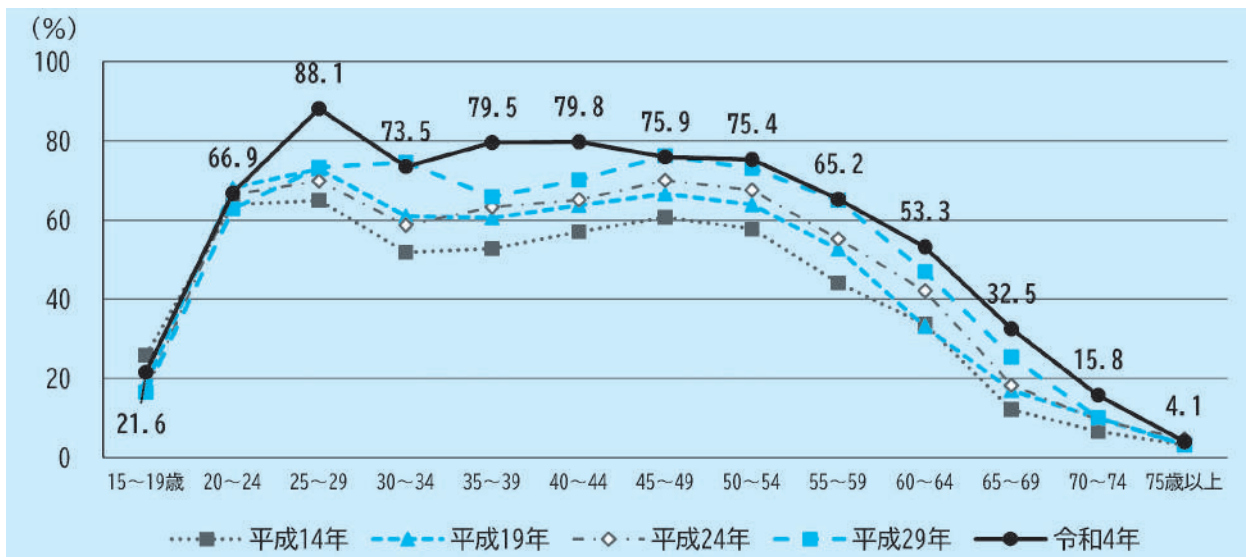


出典元：札幌市 人口動態統計

■ 女性の年齢別有業率

札幌市における女性の有業率は、年齢別に見ると20～24歳で急増し、25～29歳でピークを迎え、30～34歳で落ち込み、その後、40～44歳で次のピークを迎える「M字カーブ」を表しています。これは、出産後に退職し、子育てが一段落した後には再就職するという傾向があるためですが、近年、ほぼ全ての年齢区分において働く女性の割合が増えている傾向にあることがわかります。

図2-33 札幌市における女性の有業率



※ (算式：女性の有業者数÷女性の総数)
出典元：総務省 就業構造基本調査

■ 家計の状況

家計の状況について「黒字でもなく赤字でもなくぎりぎり」「赤字であり貯金をとりくずしている」「赤字であり借金をして生活している」を合わせた割合は、調査対象世帯全体で 50.4% であるのに対し、低所得層Ⅰ³⁷では 81.2%、ひとり親世帯では 70.7% と、厳しい状況がうかがえます。

図2－34 家計の状況（所得階層別）

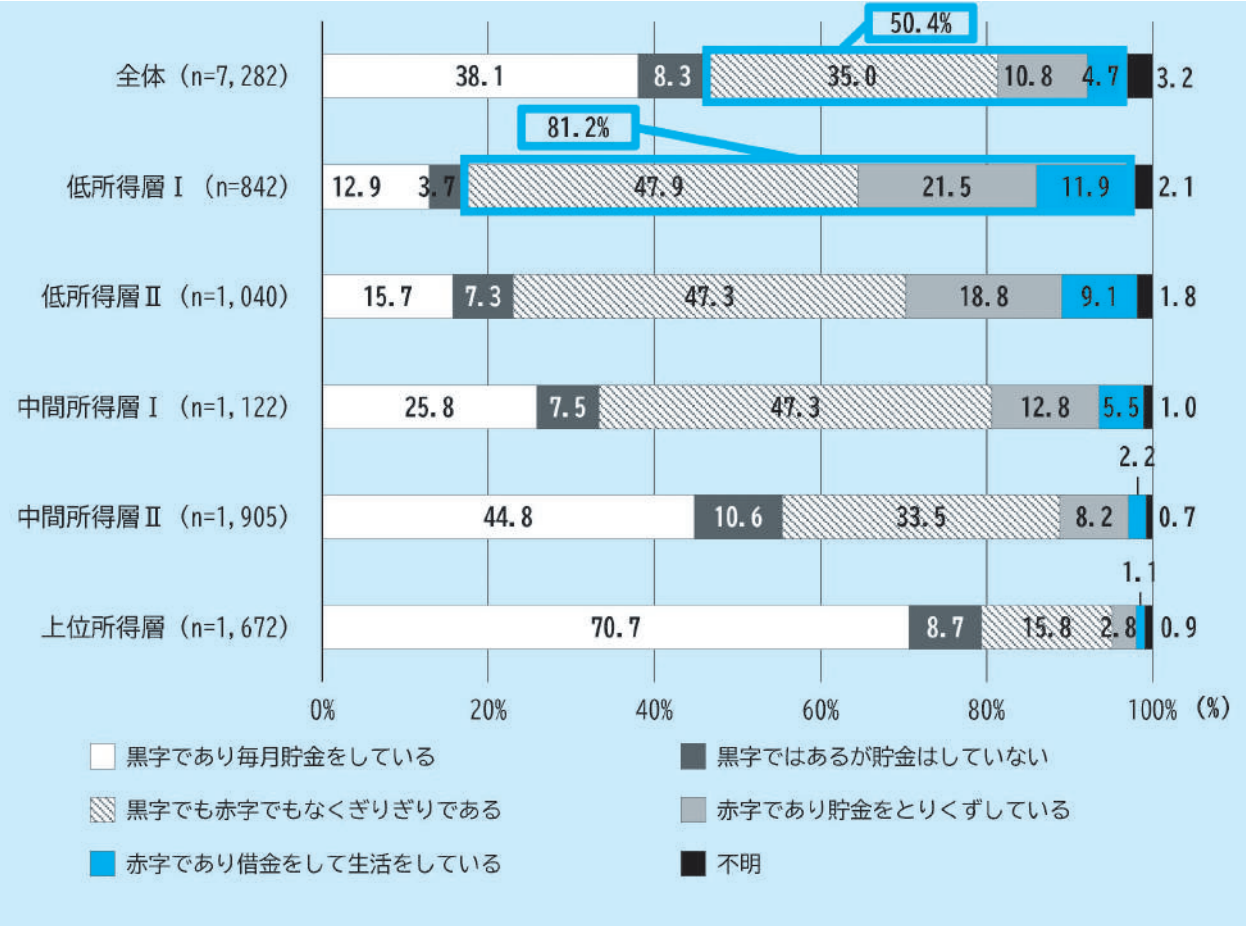
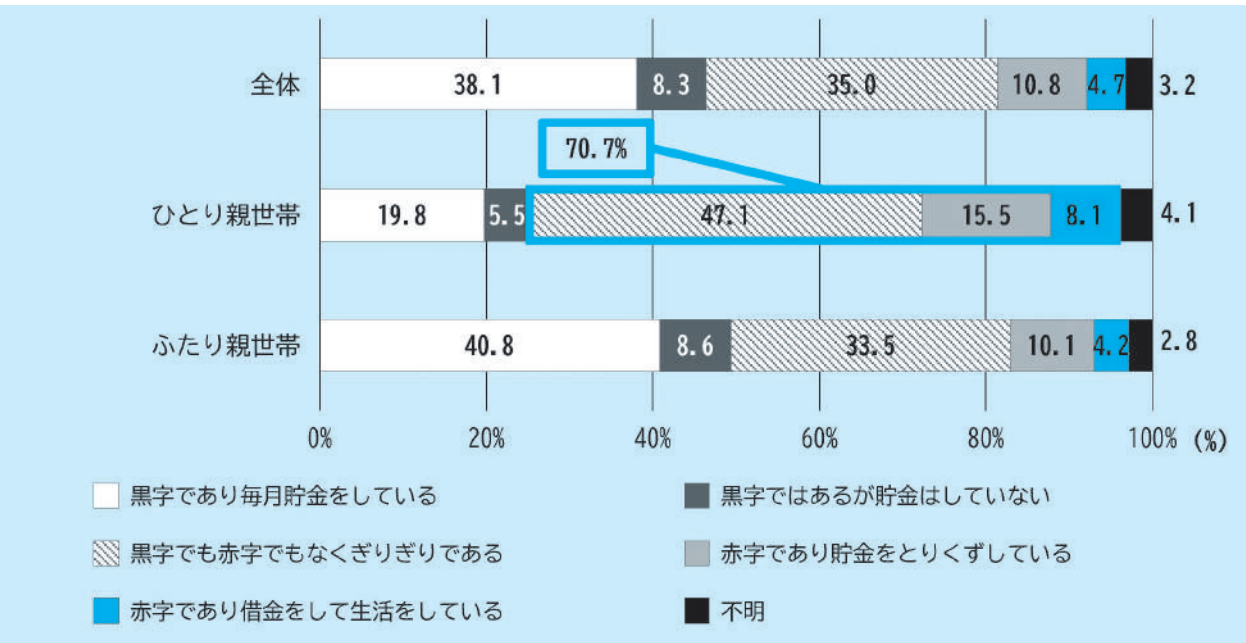


図2－35 家計の状況（世帯類型別）



※ 2 歳、5 歳、小 2、小 5、中 2、高 2 の保護者が回答
出典元：令和 3 年度札幌市子どもの生活実態調査

37【低所得層Ⅰ】118 ページで各層について説明しています

イ 子育て当事者の現状(札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査³⁸より)

■ 保護者の就労状況

令和5年度（2023年度）調査の結果、平成30年度（2018年度）調査と比べ、母親がフルタイム、パート・アルバイト等で就労（休業中を含む）している割合は14.2ポイント増加しています。（平成30年度：56.9%、令和5年度：71.1%）

父親の現在の就労状況について、「フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中ではない」が91.7%となっており、休業中も含めたフルタイムの割合は、母親に比べ父親が高くなっています。（父親：94.1%、母親49.2%）

図2-36 母親の就労状況

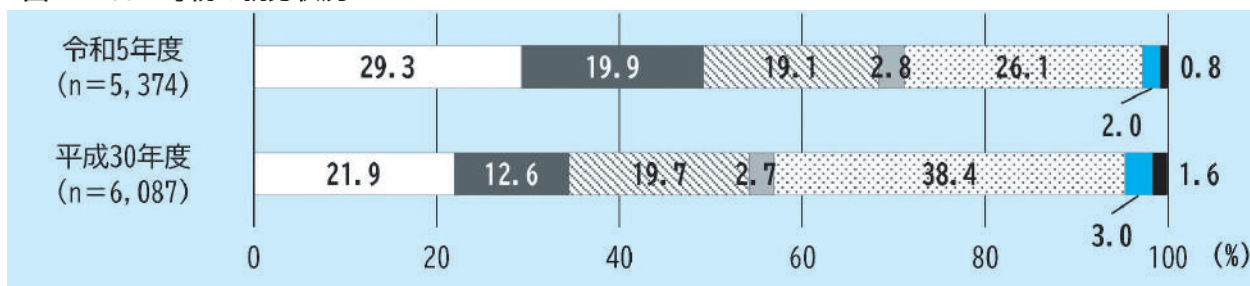
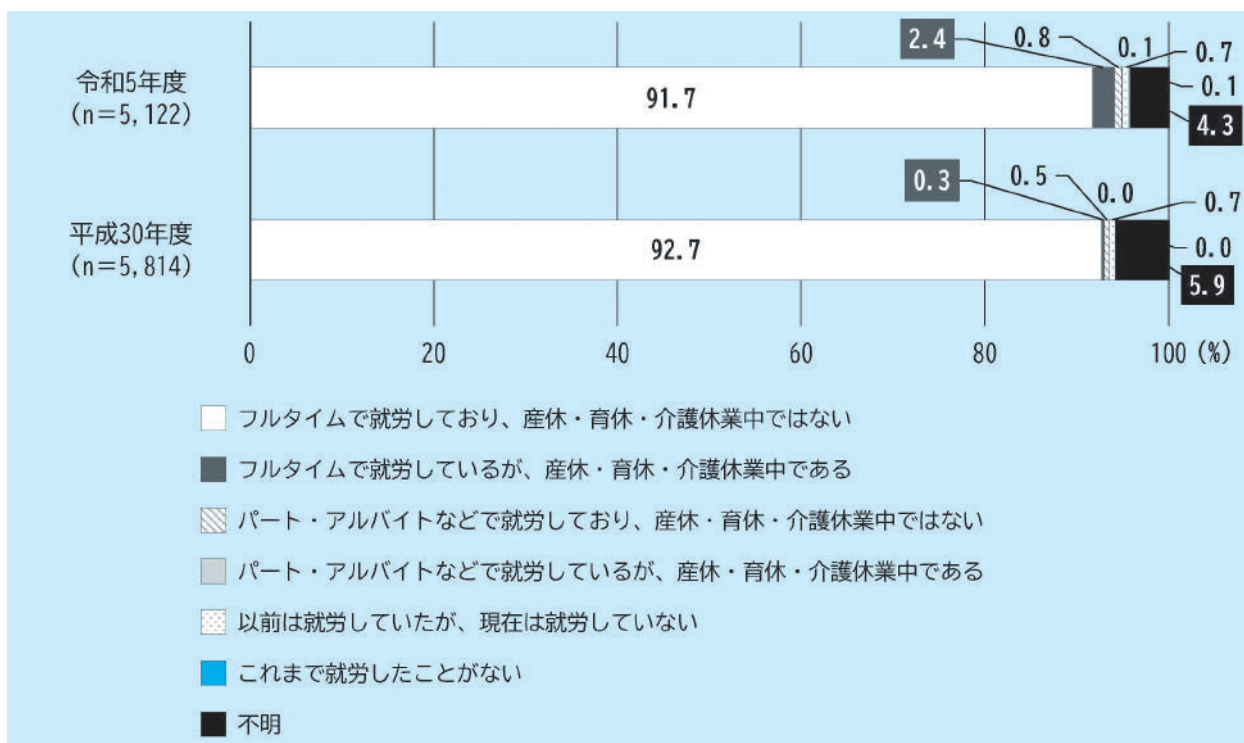


図2-37 父親の就労状況



■ 育児休業取得状況

令和5年度（2023年度）の調査の結果、働く母親の増加に合わせて、母親の育児休業の取得状況は、「取得した」が38.4%と最も多くなっています。平成30年度（2018年度）調査の結果に比べ、母親が「育児休業を取った、あるいは今取っている」は増加しています。（平成30年度：38.3%、令和5年度：56.4%）

父親の育児休業の取得状況は、「取得していない」が78.3%で最も多くなっていますが、平成30年度（2018年度）調査と比較すると、父親が「育児休業を取った、あるいは今取っている」は15.3ポイント増加しています。

図2－38 母親の育児休業取得状況

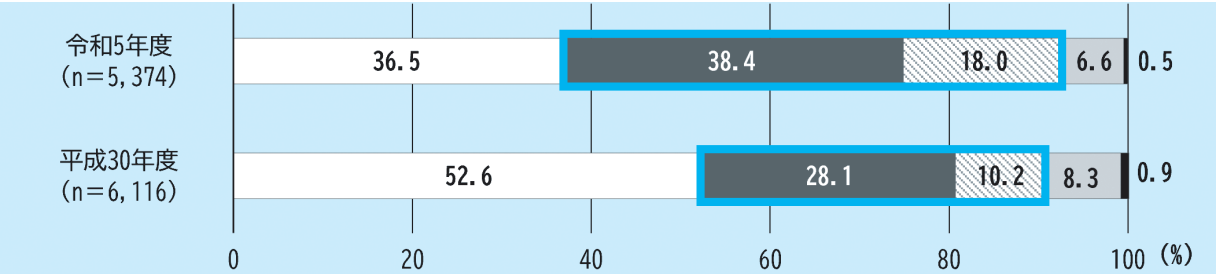
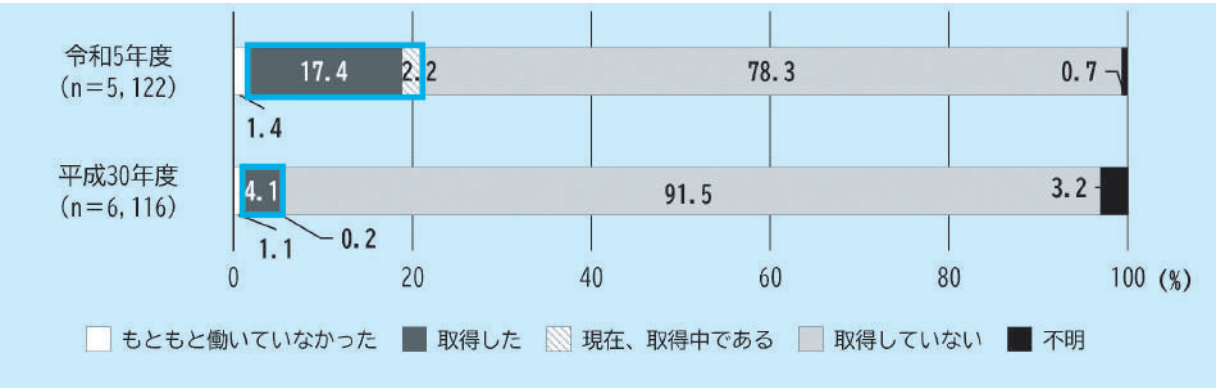


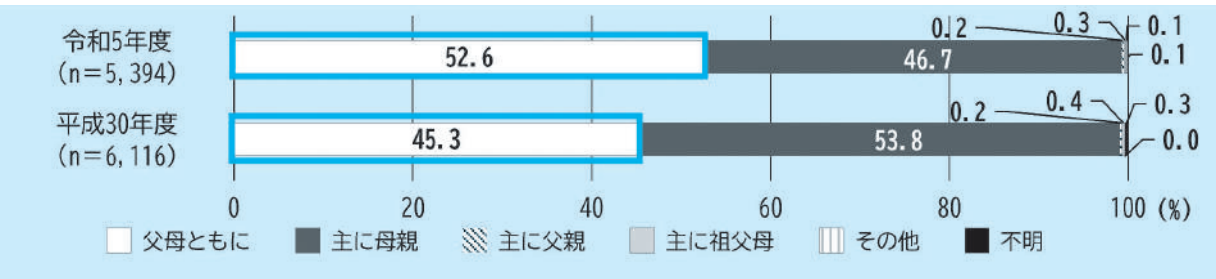
図2－39 父親の育児休業取得状況



■ 子育ての主な担い手

令和5年度（2023年度）調査の結果、平成30年度（2018年度）調査と比べ、子育ての担い手が「父母ともに」と回答する割合が増えており、父親の子育てに対する意識も変化しています。

図2－40 子育ての主な担い手

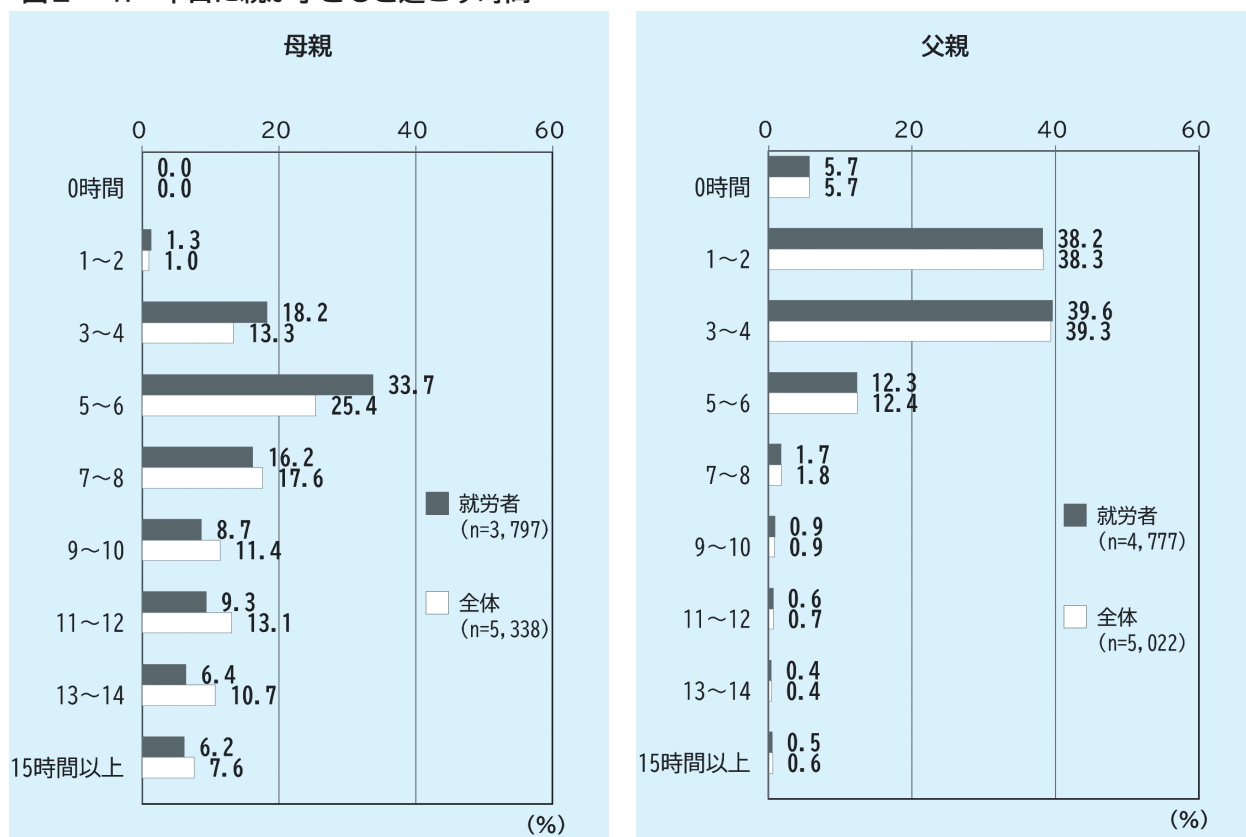


■ 親が子どもと過ごす時間

令和5年度（2023年度）の調査の結果、就労中の親が平日に子どもと過ごす時間については、母親は「5～6時間」が33.7%と最も多いのに対し、父親は「3～4時間」が39.6%と最も多くなっており、母親は働きながらも育児の多くを担っていることが推測されます。

就労者以外を含む総数で見ても、母親は「5～6時間」「7～8時間」が上位ですが、父親は「1～2時間」「3～4時間」が上位となっており、父親に比べ母親が子どもと過ごす時間が長くなっています

図2-41 平日に親が子どもと過ごす時間



《保護者グループヒアリング》

Q どうすれば / どういう働きかけがあれば、父親は今より積極的に子育てに関わるようになるか。

- ・ 母親の参加者からは「社会・職場の理解」「時短勤務や育休の更なる普及」といった意見が多く挙げられました。一方で、育休取得や時短勤務により「残業や減給等が発生しないようにしてほしい」との意見もありました。
- ・ 母親の参加者から配偶者に対しては、「子育ての意識付けを」「一緒に作業する」などの意見がありました。
- ・ 父親の参加者からも「職場の理解」「育休取得を評価に加える」など、職場における意識・制度の変革に着目する意見が挙がりました。

■ 子育ての楽しさと大変さ

令和5年度（2023年度）の調査の結果、「子育てに楽しさと大変さ、どちらを感じる人が多いか」については、「楽しさの方が多い」、「どちらかといえば楽しさの方が多い」と答えた人は計60.6%でした。

一方、「どちらかといえば大変さの方が多い」、「大変さの方が多い」と答えた人は全体では計11.0%であったのに対して、「ひとり親世帯（子＋母／父親）」においては計15.0%であり、全体と比較して多い状況です。

「子どもをみてもらえる親族等の有無別」では、「子どもをみてもらえる人はいない」世帯は他の世帯と比べ、子育てを大変だと思う割合が高くなっています。

図2－42 子育ての楽しさと大変さについて（世帯類型別）

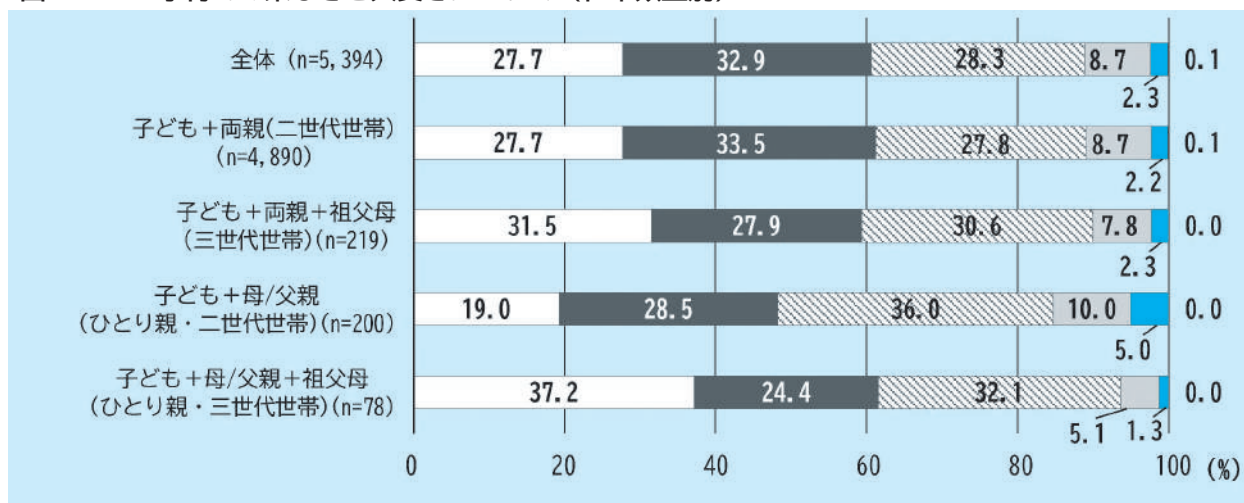
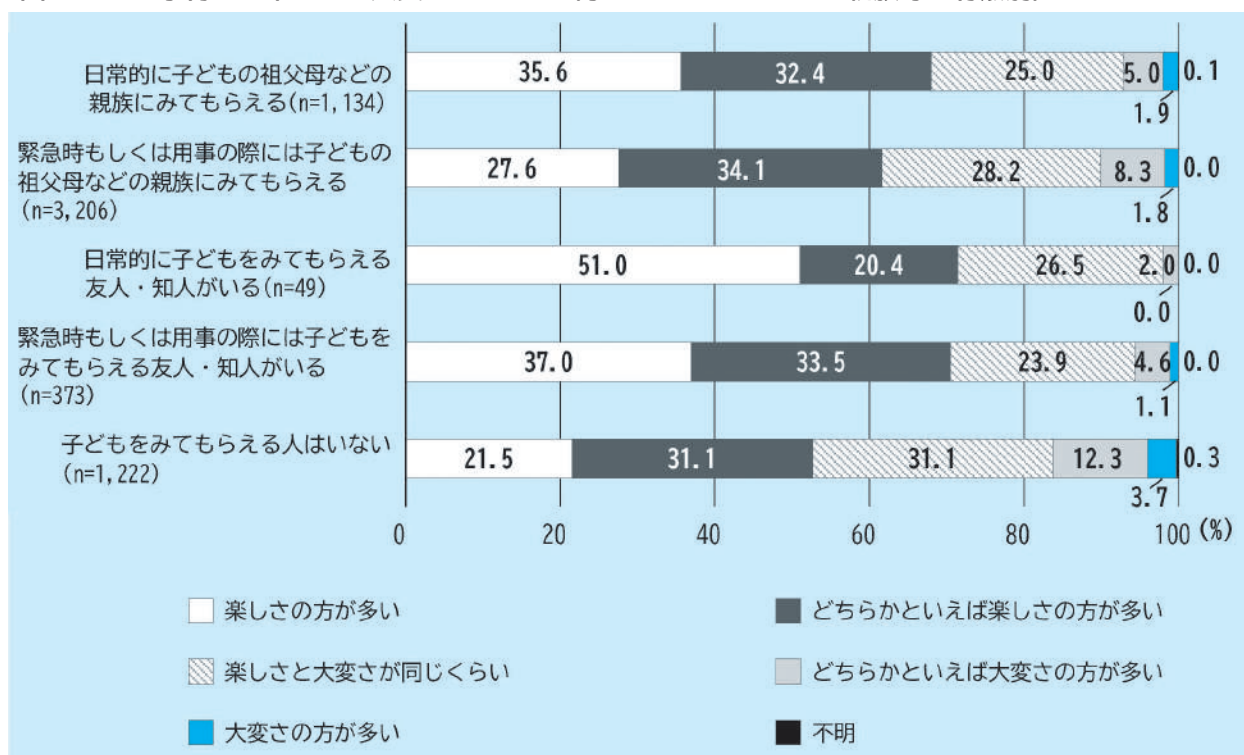


図2－43 子育ての楽しさと大変さについて（子どもをみてもらえる親族等の有無別）

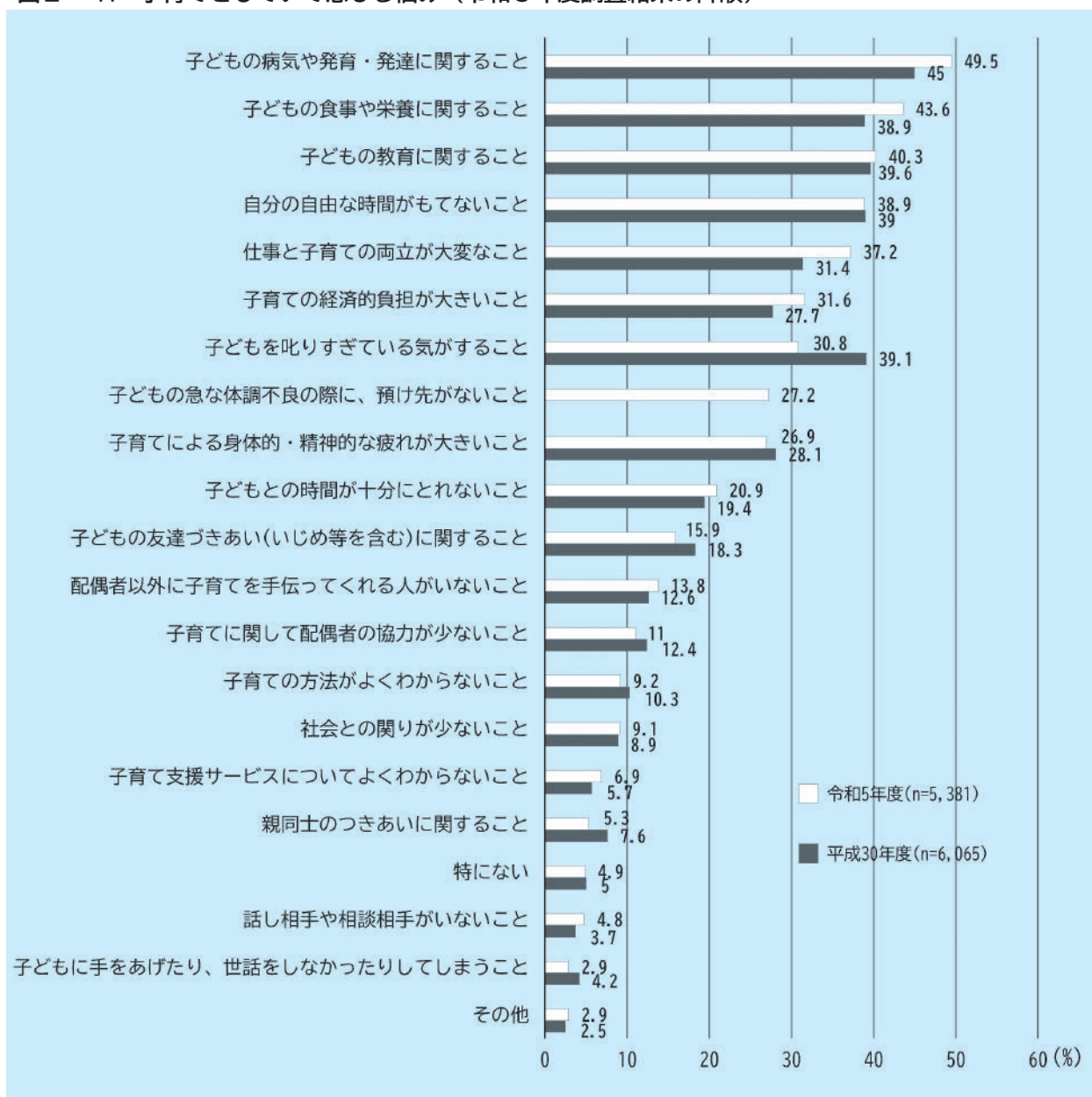


■ 子育てについて感じる悩み

令和5年度（2023年度）の調査の結果、子育てをしていて感じる悩みについては、「子どもの病気や発育・発達に関すること」（平成30年度：45.0%⇒令和5年度：49.5%）が最も多く、次いで、「子どもの食事や栄養に関すること」（平成30年度：38.9%⇒令和5年度：43.6%）、「子どもの教育に関すること」（平成30年度：39.6%⇒令和5年度：40.3%）が続いており、いずれの数値も平成30年度（2018年度）調査より増加しています。

また、「仕事と子育ての両立が大変なこと」（平成30年度：31.4%⇒令和5年度：37.2%）の伸び率が高くなっています。

図2-44 子育てをしていて感じる悩み（令和5年度調査結果の降順）



《保護者グループヒアリング》

Q 子育てをされていてどのような時に大変なこと、困ったことがあったか。

- ・「子どもの預け先がない」「子どもの発育・しつけ」「自分の時間が持てない」「経済的な負担」「悩みの相談先がない」「子どもの急な体調不良の時に病児保育が受けられない」などの意見が多く挙げられました。「子どもの預け先がない」では「仕事」「(自身や子どもの)通院」時に、「子どもの発育・しつけ」では「自分に余裕がない」「周りに知り合いがいらないため相談できない」時に、「自分の時間が持てない」では「育児に時間を取られ、これまでの過ごし方ができない」時に、感じたという意見が挙げられました。

Q 何があれば／どうすれば解消できるか。

- ・「子どもの預け先がない」「自分の時間が持てない」ことに関しては、「一時預かりが気軽に使えるようになってほしい」「短時間(30～60分程度)でも預かってくれる場所があるといい」「仕事や自分が体調不良の時に助けてくれる・預かってくれる人や場所」「病児保育施設の充実」などの意見が挙げられました。
- ・「子どもの発育・しつけ」「悩みの相談先」については「自分に寄り添ってくれる相談先」「シングルマザーの集い」「同世代や先輩パパママから経験を聞く場」など、同じ境遇の人や経験者と意見交換などができる場を求める意見が挙がりました。

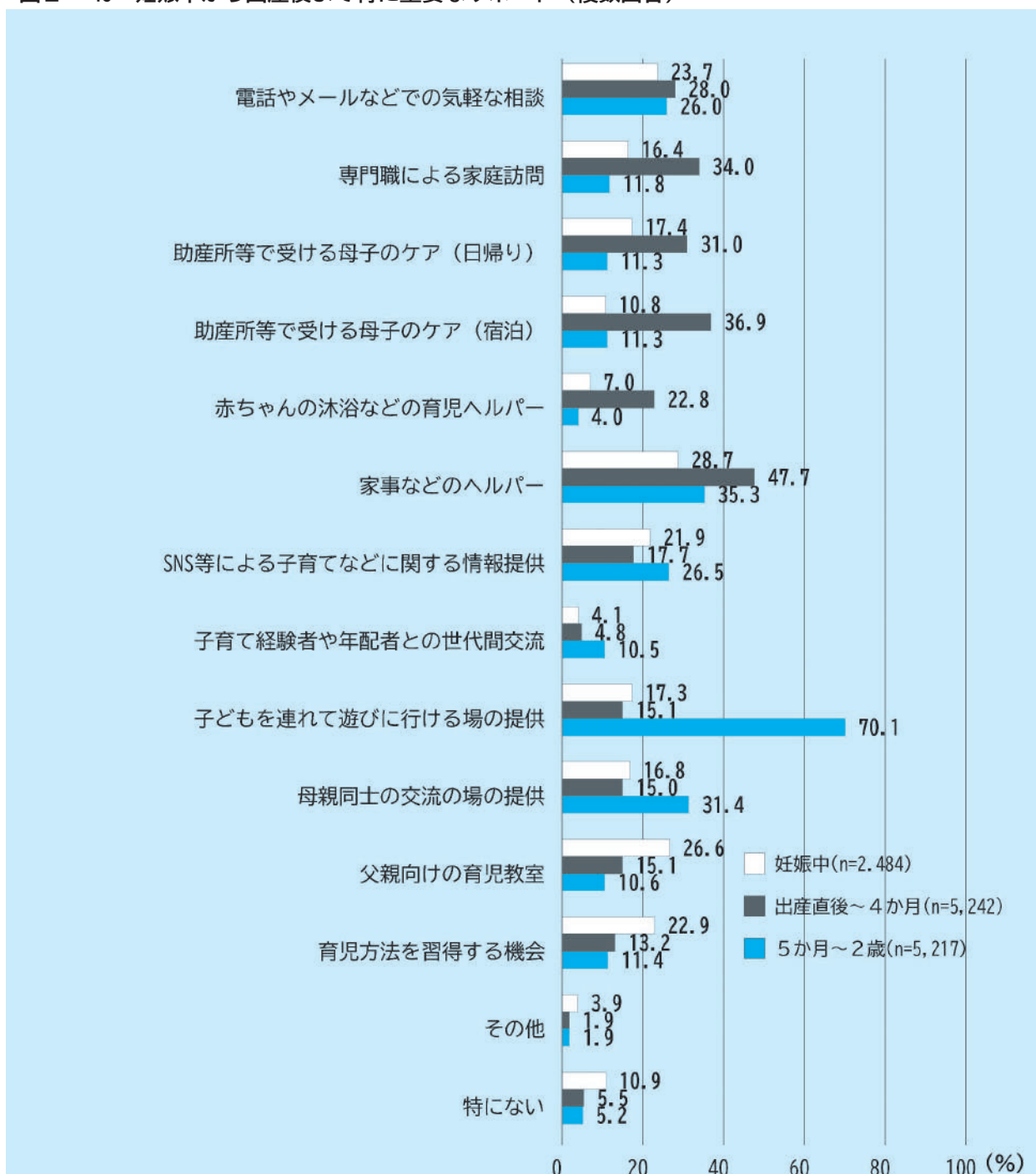
■ 妊娠中から出産後までに特に重要なサポート

令和5年度（2023年度）の調査の結果、妊娠中に、特に重要だと思うサポートについての回答は、「家事などのヘルパー」が28.7%と最も多く、次いで、「父親向けの育児教室」、「電話やメールなどでの気軽な相談」、「育児方法を習得する機会」が続いています。

出産後から4か月までに、特に重要だと思うサポート」についての回答は、「家事などのヘルパー」が47.7%と最も多く、次いで、「助産所等で受ける母子のケア（宿泊）」、「専門職による家庭訪問」、「助産等で受ける母子のケア（日帰り）」が続いています。

5か月から2歳までに、特に重要だと思うサポートについての回答は、「子どもを連れて遊びに行ける場の提供」が70.1%と最も多く、次いで、「家事などのヘルパー」、「母親同士の交流の場の提供」、「SNS等による子育てなどに関する情報提供」が続いています。

図2-45 妊娠中から出産後まで特に重要なサポート（複数回答）

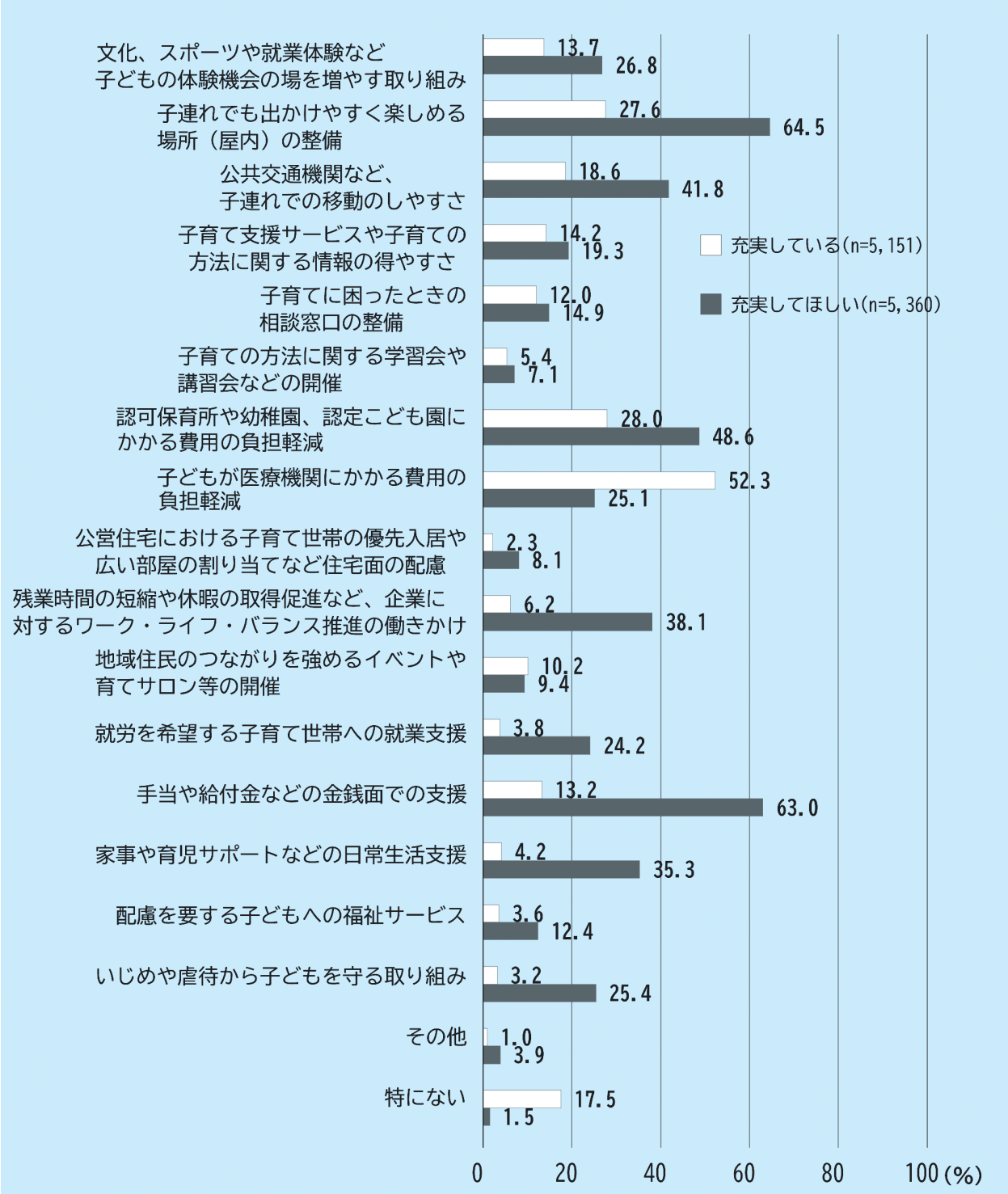


■ 充実していると考える子育て支援策・今後充実してほしい子育て支援策

令和5年度（2023年度）の調査の結果、「充実していると考える子育て支援施策」については、「医療機関にかかる費用の負担軽減」が52.3%と最も多くの回答があり、次いで「認可保育所等にかかる費用軽減」、「子連れでも出かけやすく楽しめる場（屋内）の整備」となっています。

「今後、充実させてほしい子育て支援施策」については、「子連れでも出かけやすく楽しめる場（屋内）の整備」が64.5%と最も多くの回答があり、次いで、「手当や給付金などの金銭面での支援」、「認可保育所等にかかる費用負担軽減」、「公共交通機関など、子連れでの移動のしやすさ」が続いています。

図2-46 充実していると考える子育て支援策・今後充実してほしい子育て支援策（複数回答）



3 前計画及び調査結果等を踏まえた課題と取組の方向性

前計画の総括や各種調査等を通じて確認された現状を踏まえ、札幌市における子ども・若者施策の課題及び推進に関する方向性について、以下のとおり整理しました。

(方向性1) 子ども・若者の権利を推進します

- 子どもの権利の認知度は大人で低下しており、中でも子どもと関わりのない大人の認知度が低い傾向にあります。また、子どもがより大切にしてほしい権利について、安心して生きること、子どもとして豊かに育つための経験を重要視している傾向があります。加えて、若者も、札幌市に求める将来像として「子ども・若者の権利が守られ、全ての人が子ども・若者を大切にしているまち」を求めていることから、こどもまんなか社会に向け、子ども・若者の権利の認識を広げていくためには、世代や状況に応じた効果的な普及・啓発の取組を着実に進める必要があります。(図2-2、4、18)
- 子どもが様々な遊びや体験をし、経験や成功体験を積み重ねていくことができるよう、遊びの機会や、職業体験・社会体験などの多様な体験機会、地域・札幌市政等における子どもの主体的な参加機会の充実が求められています。(図2-4、5)
- 多くの若者が札幌市政について伝えたい意見があると答えた一方で、伝える機会がないと答える割合が高く、子どもについても地域や札幌市政について意見を言う機会が少ない傾向が見られることから、インターネット等を活用するなど、子ども・若者が意見表明しやすい取組を進めるとともに、子ども・若者の意見を市政に反映していく取組の促進が必要です。(図2-6、14、15)
- 多くの子ども・若者が悩みや困りごとを相談している一方、相談しようと思わない、又は相談者がいない子ども・若者が一定数いることから、子ども・若者の困難な状況に周囲の大人が気づき、その思いや願いを汲み取り、十分な配慮を行うことが重要であるとともに、多様な悩みを安心して相談できる体制づくりが求められています。(図2-7、8、13)
- いじめや虐待などの権利侵害に苦しむ子どもがいる一方で、子どもを権利侵害から迅速かつ適切に救済するための機関である「子どもアシストセンター」の認知度は低下していることから、当該機関を周知する取組を進めるとともに、他の相談機関と相互に連携して適切に対応するなどの権利救済体制の強化が必要です。(図2-9、10、25)

本計画では、これらの課題を踏まえ、今後のより一層の子どもの権利の保障のために必要となる事項を、第4次推進計画として位置付け、施策の推進を図っていきます。

（方向性2） 困難な状況にある子ども・若者を含めた、全ての子ども・若者が幸せに生活できるよう取り組みます

- 不登校児童数及び生徒数については小学校、中学校ともに年々増加しており、いじめの認知件数も増加傾向にある状況のため、子どもの困難な状況への大人の気づきや支援、未然に防ぐ取組などが求められます。（図2－21、25）
- 児童虐待認定件数は令和2年度（2020年度）以降低下傾向でしたが、令和5年度（2023年度）は増加しています。また、児童福祉施設への措置児童数が減少傾向にある一方、里親等への措置児童数は増加傾向にあり、児童虐待の防止対策と社会的養護の推進に向けた取組を進めることが必要です。（図2－10、11）
- 「ヤングケアラーに関する実態調査」では、中学生では4.3%、高校生では4.1%が、自分がお世話をしている家族が「いる」（＝ヤングケアラーである）と回答していることから、ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげるため、子ども自身にヤングケアラーの周知・広報を行うとともに、子どもや家庭と関わる周囲の大人に対する理解促進の取組や相談体制の充実が求められます。（図2－23、24）
- 札幌市ひきこもり地域支援センターの新規相談のうちのひきこもり当事者の年齢内訳の推移をみると、40歳未満の割合は6割程度で推移している現状を踏まえ、子ども・若者のひきこもり支援を推進するための相談支援体制を整備するとともに、ひきこもり当事者の社会参加を促進し、当事者やその家族の福祉の増進を図る取組を進めることが求められます。（図2－22）
- 18歳未満の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、障がい児を対象とした通所サービスを利用する子どもは年々増加傾向にあるといった状況から、障がいのある子ども・若者が社会の一員として尊重され、自立し、充実した生活を送ることを支援していく取組が求められます。（図2－28、表2－8）
- 医療的ケア児が増加傾向にある中で、医療的ケアなど専門的な支援を必要とする子ども・若者に対応するため、地域における連携体制を強化します。（図2－29）
- 子どもの貧困の解消に向けた対策、及びひとり親家庭への支援についての詳細は第5章及び第6章で述べますが、低所得層やひとり親世帯の多くは、家計の状況について「黒字でも赤字でもなくぎりぎり」「赤字であり貯金をとりくずしている」「赤字であり借金をして生活している」と回答している状況から、そういった家庭の子どもにも、様々な影響が出る可能性があることを鑑み、貧困の連鎖を断ち切るための取組が求められます。（図2－34、35）
- 社会とのつながりや、居場所がないと答える若者が一定数いるという現状を踏まえ、若者が安心して過ごすことのできる居場所や、社会との接点を持つ機会を提供するための取組を進めます。（図2－12）
- これまで述べてきた方向性2の内容を支えるため、教育・保育、青少年育成や児童養護施設等に関わる人材確保及び育成に取り組みます。

本計画では、複雑・多様化する困難な状況にある子ども・若者を含めた全ての子ども・若者が、各自の置かれた環境に左右されることなく挑戦の機会に恵まれ、その結果自分らしく幸せに生活できるような「こどもまんなか社会」の実現に向けて、基本目標や施策を位置付けていきます。

（方向性3） 子育て当事者が安心して子育てできるよう支援します

- 母親の就労割合が増加している中、父親の育児に対する意識が高まりつつも、父親が平日子どもと過ごせる時間が少ない現状にあるため、父親の育児参加を更に充実させ、子育てを推進していく必要があります。（図2－36、39、40、41）
- 父親の育児休業取得へのハードル、職場の子育てへの理解不足などが子育てのしにくさにつながっていることから、仕事と家庭の両立支援に向けた企業への働きかけが必要です。（保護者グループヒアリングより）
- 親の就労という理由だけに寄らない多様な保育ニーズを踏まえた着実な取組の実施が必要です。また、子どもが病気やケガの時でも安心して預けられる環境づくりが求められています。（保護者グループヒアリングより）
- 子育てに孤立感を抱える方や、ストレスを抱える方への対応について、当事者同士が集まる場の提供や、自らそういった場に来れない方へのアウトリーチ支援を含め、保護者に寄り添った支援体制を構築していく必要があります。（図2－42、43、44）
- 子連れで楽しめる遊び場を求めるニーズが高く、子どもの健やかな育ちを支え、保護者のストレス軽減にもなりうる子どもの遊び場の充実が必要です。また、経済的支援を求める意見が多いことから、経済的支援について、国制度や市独自の制度を通して着実に実施していく必要があります。（図2－46）
- ひとり親世帯は、家計が厳しい状況に置かれている場合が多く、また、子育ての楽しさと大変さについても、ふたり親世帯と比べて「どちらかといえば大変さの方が多い」、「大変さの方が多い」と答えた人の割合は高くなっているなど、ひとり親家庭が抱える問題は多岐にわたることが多いことから、それぞれの状況に応じた、総合的な支援を推進します。（図2－35、42）

本計画では、ニーズ調査などから見えてきた課題を踏まえ、子育て当事者の視点に立って、子育てを楽しみと思える環境が整えられるよう、施策を推進していきます。

コラム①

子どもが考える未来のさっぽろ

【さっぽろティーンズ委員会】

子どもにやさしいまちを進めるためには、子どもの思いや考えを受け止め、子どもの視点に立って考えるとともに、子ども・若者の意見を反映していくことが大切です。本計画の策定に当たり、子どもにやさしいまちはどのようなまちか、そのためにはどうしていくべきか、公募で選ばれた中高生からなる「さっぽろティーンズ委員会」に考えてもらいました。

検討に当たっては、市内の子どもから提案・意見募集ハガキ³⁹で募集した「子どもにやさしいまち」の意見に加え、他都市の子どもたちとの意見交換も参考にし、意見をまとめました。

ア 概要

「子どもにやさしいまち」について考え、話し合った結果をまとめました。話し合いに当たっては、「子どもからの提案・意見募集ハガキ」等で提案された「子どもにやさしいまち」の意見も取り入れ、検討を進めました。

考えた内容は、令和6年10月13日（日）に東京都で開催された、こどもシンポジウム「TEENS SQUARE」で発表し、東京都、千葉県千葉市、宮城県富谷市の子どもたちとの意見交換を踏まえ、最終的な子どもが考える「子どもにやさしいまち」の提言をまとめました。

イ 参加者

市内の中学生から高校生：6名

ウ 活動内容

●私が考える「子どもにやさしいまち」の検討（全5回）

「子どもにやさしいまち」がどんなまちか考え、話し合った結果をまとめ、こどもシンポジウム「TEENS SQUARE」での発表資料を作成しました。このほか、シンポジウムで放映する札幌市の紹介動画も作成しました。



●こどもシンポジウム「TEENS SQUARE」の参加

10月12日（土）～13日（日）東京都で開催されたこどもシンポジウム「TEENS SQUARE」に、札幌代表として参加しました。ユニセフハウスを見学したほか、シンポジウムでは「子どもにやさしいまち」を発表し、東京都、千葉県千葉市、宮城県富谷市の子どもたちと意見交換を行いました。



●子どもが考える「子どもにやさしいまち」まとめ

こどもシンポジウム「TEENS SQUARE」の意見交換を踏まえ、改めて子どもが考える「子どもにやさしいまち」をまとめました。

39【子どもからの提案・意見募集ハガキ】市政テーマについて返信ハガキ又はウェブで意見を提出する取組。詳細については参考資料に掲載。

子どもが考える子どもにやさしいまち

子どもが権利を自覚し、守られるまち

子どもが「自由に意見を発信できる」「その意見を大人が受け止めてくれる」環境をつくるのが大切。そのためには子ども自身が意見を発信する権利があると自覚し、周りもその権利を認めることが必要になる。

まずは、「大人が聞いてくれる」と感じられる環境を目指すことで、子どもが自信をもって自分の意見を発信することにつながる。

こころとからだを守られるまち

子どものこころやからだを守るために重要なことは、大人や地域が配慮をすること。通学路の見守りなど子どもの安全のサポートや、子どもが「自分のありのままの姿を受け入れてもらえる」と感じられるよう、子どもが話しやすい環境づくりが大事。

子どものコミュニケーション力を上げるためにも、大人と子どもが交流できる機会を増やすといい。

安心・安全 なまち

子どもにやさしいまちには、「安心・安全なまち」であることが柱となり、一番大切であると考えました。



子どもが安心して過ごすことができるまち

子どもは居場所が各々にあることで安心することができる。居場所の重要性を理解し、子どもが実際に行ってみることができるよう、行きやすい環境づくりも大切。

全ての子どもが安心できる居場所を見つけ、心から楽しいと感じて生活することができるよう、一人も取りこぼさないまちを目指せるといい。

夢や将来を自由に選べるまち

子どもが夢や希望を持つことは、子どもの幸せや自信・自己肯定感アップにつながる、なくてはならないもの。そのため、成功体験や成長につなげられるよう、子どもや大人が学び、経験できる場所を作り、広めていくことが大切。

また、頑張る子どもが安心して挑戦できるよう、夢や目標に肯定的な考え方を広めることも大切。

●更に、他都市との交流を受けて・・・

意見を述べ、反映されるまち

自分の意見に共感してもらうことで、安心して意見を述べることができる。更に、子どもの意見を反映するように努めることで、もっと意見を言いやすい雰囲気を作る。子どもがまちづくりについて提案し、いつでも子どもの意見を聞くことができるような環境づくりが重要。

環境にやさしいまち

子どもが主体となった取組や企業と連携した取組で環境にやさしいまちづくりを進めていくことも大切。更に企業等が行うアップサイクル⁴⁰などの活動を広報していくことで、サーキュラーエコノミー（循環経済）⁴¹を目指していけるといい。

40 【アップサイクル】捨てられるはずの廃棄物を再利用して、元の製品よりも付加価値の高い製品を生み出すこと。

41 【サーキュラーエコノミー（循環経済）】従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を指すもの。